

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	桑 名 幸 夫	2番	松 浦 崇 志
3番	出 原 賢 治	4番	森 田 哲 夫
5番	吉 田 正 之	6番	長谷川 正 信
7番	玉 田 正 典	8番	上 山 隆 弘
9番	中 薮 清 志	10番	堀 卓 史
11番	首 藤 佳 隆	12番	清 原 良 典
13番	井 村 淳 子	14番	藤 澤 元之介
15番	中 島 貞 次		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	杉 原 勝 由
教育長職務代理者	福 田 秀 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
財 政 課 長	佐々木 信 人		

（開議 午前10時00分）

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

令和4年第6回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本日の会議に説明員として出席要求をしておりました栗岡正則教育次長から、体調不良のため欠席したい旨の届けがありましたので、御了承願います。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（中島貞次） 日程第1、一般質問を行います。

質問をされます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** おはようございます。11番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

昨日は身内の不幸がありまして告別式に参加しておりましたので欠席しました。申し訳ございません。

それでは、一般質問に移っていきます。

11月13日投票で沖汐新町長が誕生し、投票された方々の期待度が高いと思われる今こそ新町長の考え方を聞いておく必要があると考えるので、後援会活動並びに選挙活動を共に行動させていただいた中で沖汐候補をぜひとも支援していただきたいとお願いした方々の中から何とかしていただきたいと切実な思いを訴えられた声を紹介しながら、大きく2つの質問をいたします。

1つ目、文化活動にも全国大会出場者への補助金交付を。

太子町には全国大会出場者への補助金交付制度がある。

令和3年度一般会計決算書によると、各種大会選手派遣補助金として当初予算額60万円に対して77万円が決算されており、その対象者数は世界大会（オリンピック）が1名で5万円、全国大会が72名で72万円、合計77万円となっている。

しかしながら、この全国大会とはスポーツ活動のみが対象で文化活動は含まれていない。

そこで、次の質問をします。

(1) 令和3年度の73名の対象者のうち、小学生・中学生・高校生・大学生・社会人の内訳を伺います。

(2) なぜスポーツだけが対象なのか。

(3) 百人一首（かるた部）や放送部、吹奏楽部、書道部などの文化活動で全国大会に出場した人数は把握できているか。把握できているならば、過去5年程度の人数を示していただきたい。

(4) 来年度から文化活動で全国大会に出場した青少年等も補助金交付対象に加えるべきだと考えるが、教育委員会並びに町長の見解を伺います。

○**議長（中島貞次）** 教育長職務代理者。

○**教育長職務代理者（福田秀樹）** まず、質問の1番、令和3年度スポーツ全国大会対象者の内訳としましては、太子町教育委員会補助金交付要綱に基づき、小学生12人、中学生32人、高校生17人、大学生3人、社会人9人、以上の73人となっております。

次に、2番目のスポーツだけを対象とする理由につきましては、スポーツは種目ごとに組織化されており、共通ルールの下、地方大会を経て、県、近畿、そして全国大会への形が一般的に確立しております。また、出場選手はそれぞれの協会等に登録されており、全国大会等への出場者について各協会でも把握することができます。

他方、文化活動の場合は統一した組織がないことも多く、主催団体がそれぞれのルールに基づいて多種多様な大会を運営・開催しており、全国大会といえども地方大会が存在しないものがあるなど、一定の基準で対象者を判別できるスポーツと比較すると同じようにできないのが現状でございます。

今後は、近隣市町の状況を確認し、どうあるべきかを研究してまいります。

3つ目の文化活動で全国大会に出場した人数の把握については、現在把握はできておりません。学校活動であれば把握はできますが、学校外、あるいは一般社会人の活動では自己申告がな

いと把握が困難というのが現状でございます。

4番目の令和5年度での文化活動補助金交付については、その大会の目的や交付対象者の基準、あるいは確認方法等について検討する必要があります。多種多方面にわたる文化活動については一概に決定することは容易ではありませんが、近隣の状況を確認し、また課題を整理した上で十分に研究してまいりたいと考えます。

なお、中学校の文化活動として、兵庫県吹奏楽連盟主催のコンクールなどについてはこれまでのとおり補助対象としてまいります。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 文化活動において全国大会に出場した青少年等に関する補助金交付について、来年度の関係であります。青少年の努力や頑張りを認めるということは、議員御指摘のようにスポーツ活動だけでなく文化活動においても大切なことであると認識をしております。

しかし、多種多方面にわたる文化活動につきましては、地区予選なしで県大会、あるいは全国大会に出場できるそういう大会もあり、補助金申請の基準が不明確な側面があったため、これまで公平公正の観点から補助金の対象としておりませんでした。

今後、文化活動においても一定の基準、例えば地区予選、県大会、近畿大会、全国大会などのそういう基準を満たす文化活動につきましては補助金を申請する方向で検討はしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 令和3年度の73名の対象者、小学生12人、中学生32人等々ということですが、この町民体育館のホームページによると全国大会出場者への補助金というのは1年度につき1人1回ということですので、ということはこの小学生や中学生の12人、32人というのは要は学校の部活動じゃなくてクラブチームとかに入っていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） 基本的に、中学校の場合は兵庫県の中学校体育連盟主催、あるいは兵庫県の吹奏楽部連盟主催、あるいは兵庫県教育委員会が主催するというそういう大会についての補助というふうになっています。

ですから、実質は夏の大会の1回の補助をしております、全国大会についてですけれども。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ということは、学校の部活動の方も含まれていると。

令和4年度の教育事業の点検評価の中で、管理課所管で部活動助成事業というのがあります。そこは小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金ということで、令和3年度は児童・生徒延べ282名、引率教諭延べ74名で、3年の事業費が307万4,000円というのが上がっておりますが、さきの全国大会の補助の方とこの部活動の助成事業の対象になった方はダブりがあるのですか。そこだけ。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） まず、先ほどの部活動で全国大会に出場したとか県大会、夏の大会だけですが、それについて出ているのはいわゆる学校教育活動の1つと考えておりますので教職員の引率も当然必要になってきます。そういう大会につきましては、今言った交通費とか、あるいは宿泊費とか必要最低限の補助をしています。

それから、もう1つの73名に出されたのは、言わば大会に出場したお祝い金ということで1団体1万円が出ているわけなのですけれども、それについては同じように出しております。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺は詳しく今日はやりませんが、部活動のほうは県大会へ行ったら補助がある、近畿大会に行ってもまた補助がある、全国大会へ行ってもまた補助があるという3回あって、さらにこっちのスポーツ全国大会でまたお祝い金みたいな形の補助があるというふうな優遇があって、クラブチームのほうは1回しかありませんので、その辺はまたいろんな考え方がありますけれども検討する余地はあると思いますので、お願いしたいと思います。

管理課所管のほうの部活動助成事業というのは、補助額じゃなくて遠征費ということで交通費とか宿泊費とかという形で考えたらいいのですよね。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） はい、そのとおりです。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 3番のほうで、百人一首や放送、吹奏楽、書道などは人数的なものは把握できていないと、学校外の競技であるという場合はもちろん把握しにくいということではありますが、昨日お葬式の関係があったりしたもので全部調べ切れてはいないのですが、龍野高校のいわゆる文化部、学芸部は、演劇、家庭科、文芸、図書、E S S、自然科学、写真、美術、吹奏楽、出版、百人一首、茶道、箏曲、放送という部活があって、紹介されているのを見ると放送部はNHK杯全国高校放送コンテストに出場されていますとか、百人一首、令和4年度は第46回全国高等学校総合文化祭に兵庫県代表として出場とか、百人一首に関しては毎年のように全国大会、全国高等学校総合文化祭に選ばれて出場されていますとか、龍野北高校の放送部、これもNHK杯全国大会出場とかあったりして、あと龍野北高校らしい電気研究部（工事）というジャンルで高校生ものづくりコンテストの全国大会とか若年者ものづくり競技大会全国大会に出場されたり、写真部も写真甲子園に出場されたりしております。

ほかの高校も調べようと思ったのですがなかなか時間がなくて調べ切れなかったのですが、姫路西高校でも放送部がNHK杯全国高校放送コンテスト、あとギター・マンドリン部も全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクールに出場されて、競技かるた部は毎年ですか、全国女流選手権大会とか全国高等学校小倉百人一首かるた選手権大会とかそういったところに出場されています。

現実に太子町在住の方が入っていらっしゃるということを知っています。その辺、学校外じゃなくてこれは学校の部活動です。その辺も学校のホームページを見たら紹介されているわけなので、太子町の子がいるかどうかというのが把握しやすいと思うのですが、その辺は今まで把握しようとはされてこなかった、当然。そこだけ。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） 補助対象に文化関係が本町の場合はありませんので、その辺の把握はしてきておりません。でも、そうやって活躍してくれる子供たちは心から応援しています。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、町長のほうからも努力や頑張りを認め、地区予選なしに全国大会、一定の基準を満たすというようなこと、今紹介したところが県大会があって全国大会に行ってるというところまでは詳しく私も調べ切れていませんけれども、そういった一定のルールに基づいて

現実に文化活動されている高校生が全国大会に行っていますので、ほかにも姫路東高校の書道部に在籍された子もいるというふうに聞いていましたので、何名か複数の方からこのお話を聞いていますのでその辺をしっかりと検討していただいて、何とか文化活動の子供たちにも補助制度、太子町はスポーツだけではなくて文化にも力を入れているのだぞというところをアピールしていただきたいなと思います。

この質問に対して、最後に町民の方からいただいたメールを紹介して、次の質問に移っていきます。

「太子町には、スポーツ関連に対し全国大会出場者への補助金交付の規程があります。この制度について前から疑問を感じていました。スポーツ表彰については、スポーツ基本法による表彰制度であり非常に理解ができます。ただ、上記補助金制度についてはスポーツ基本法規定に縛られる必要はないのではないかと存じます。

何かに打ち込んで努力を積み上げて勝ち上がり、そして全国大会など大きな大会に出場するすばらしい話です。でも、なぜスポーツだけなのでしょう。多様性の社会、スポーツ以外にも努力の積み重ねで勝ち上がるような競技は数多くあります。吹奏楽や合唱、コーラスなど音楽分野、書道甲子園やかると甲子園、また演劇など、このような文化系分野はなぜ除外されるのでしょうか。スポーツ以外での汗や努力の結果は、太子町内では不要なのでしょう。

この制度、国民体育大会、高校総体種目のほか、国民文化祭、高校総文種目とすることで、大きく変更することもなく制度修正が可能と存じます。

なお、制度修正は明石市や出雲市などでスポーツ文化褒賞として確立しています。

私の知る限り、全国高校総合文化祭へは龍野高校かると部や姫路西高校かると部などを通じ県内大会を勝ち上がって参加されている方もおられます。恐らく放送部や演劇部、吹奏楽などほかの競技でもあるでしょう。そんな選手や指導者の努力や積み重ねを公平に評価していただくのはそんなに難しいことなのでしょう。私には、太子町がこの区別をしていることがどうにも理解できないのです。」といったメール、匿名じゃないので紹介しています。こういった御意見があるということをしかりと理解していただいて検討していただきたいと思います。

それでは、次のところに移っていきます。

大きく2つ目です。2番目、自治会単独では法定外公共物の維持管理が厳しくなっている。

今年の夏は例年に比べて雨が多かったため、雑草の伸びが異常なほど早く、例年よりも草刈りをする機会が増えた。また、それに伴い、水路の泥や砂利、ごみや刈り取られた草などが流され、堰や泥たまり箇所などで取り除く機会が増え、自治会役員の負担がかなり増えたと聞くことが多かった。

また、経年劣化による里道の凸凹によって転んでけがをされる高齢者が後を絶たないとの声が自治会に届くことが増えたという話も多くあったことを踏まえて、次の質問をします。

(1)太子町法定外水路改修等補助金交付要綱の対象は市街化区域となっているが、なぜ市街化区域の水路だけが対象なのか。

(2)法定外の道路には、農家が対象の農道と非農家も活用する生活道路になっている里道がある。それらの補修に対する資材提供等、補助制度の在り方を伺います。

(3)自治会や自主防災組織に平時の草刈り、はみ出た枝木の整備のほか、災害時にも使用できる草刈り機やチェーンソー、発電機などの資材購入に対する補助制度の充実を考えるが、担当部局及び町長の見解を伺います。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） まず、(1)、(2)を私のほうから回答させていただきます。

(1)法定外公共物とは、道路や河川など公共物のうち道路法や河川法などの法律の適用または準用があるものを法定公共物と、法律の適用または準用がないものを法定外公共物といいます。法定外公共物の多くは昔からあぜ道や水路などで、平成17年までは国有財産でしたが、法改正により市町村に譲渡されております。法定外公共物の維持管理については、地域に密着した道路、水路であるため、草刈り、清掃、修繕などの通常の維持管理はふだん利用いただいております地域の方々に共同で行っていただいております。

近年の異常気象や局地的大雨による雨水の増加や宅地開発が進み農地が減少している状況の中、現存する自治会の水路も老朽化が進んでおります。

太子町法定外水路改修等補助金は、地元自治会だけでは工事費用負担が大きいため、自治会等が機能管理をしている市街化区域内の法定外水路等の機能回復工事に対し、予算の範囲内でありますが事業費の半分、最高50万円の補助金を交付するものでございますが、平成29年度から施行しております。創設以来、毎年自治会で御活用していただいております大変有効な制度と考えております。まずは、市街化区域を重点に置き進めておるものでございます。

また、市街化調整区域において、多面的機能支払交付金において農村地域の共同活動による道路、水路等の維持管理に対して補助制度があります。この制度も大変有効な補助制度となっており、現在、市街化調整区域内で16活動組織に取り組んでいただいております。

この両制度を活用いただくことで、水路の維持管理を支援していきたいと考えております。

続きまして、(2)につきまして、国道、県道、町道などの認定を受けていない道路、いわゆる農道、里道と呼ばれているものでございますが、法務局備付けの旧公図では赤く塗り記載されておまして赤線と呼ばれております。法定外公共物の維持管理につきましては、地域の密着した道路であるため、草刈り、清掃、修繕などの通常の維持管理はふだん利用していただいております地域の方々が共同で行っていただいております。

道路法の適用を受けない里道及び道路位置指定道路等の維持工事等による整備につきましては、必要な事項を定め、地域社会に密着した認定道路外道路の円滑な整備の促進を図ることを目的とした太子町認定外道路の整備に関する条例を制定しておりますので、当補助制度を御活用いただくことで維持管理を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(3)自治会、自主防災組織の資材購入に対する補助金の充実について答弁させていただきます。

災害時におきましては、発電機などを利用しての電源等の確保が課題となっております。災害時の資材購入につきましては本町では制度化しておりませんが、兵庫県の自主防災組織強化支援事業を活用していただき、自治会で避難訓練等を実施していただく中で当該補助事業を活用していただき資材の確保を御紹介しているところでございます。

なお、枝木の整備や草刈りに必要な資材整備の補助につきましては、県の制度でも対象とはなっておりません。

本町としましては、町より各自治会に支出しております自治会活動助成金により計画的に調達していただきたいと考えておりますが、議員御指摘のとおり行政と自治会の協働は必要不可欠でございますので、補助制度の充実につきましては限られた財源の中ではございますが必要に応じ他団体の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、総務部長のほうから回答させていただいたのですが、基本的には同じなのですが、各自治会において年間を通じて域内の草引き、あるいは清掃、溝掃除等々の維持管理、あるいは環境整備に御尽力いただいておりますことについては、町としても敬意を表しますとともに、その御努力に感謝をしているところであります。

ただ、現状として環境整備に必要な機材を自治会単位、66なら66自治会に一斉に補助をするという制度については非常に困難だと考えております。

県のほうで、その様々な機材が災害時に必要な機材としてチェーンソーとか発電機はもう上げられております。避難訓練とかそういうときに使うということで購入されるならば、助成対象経費の3分の2の範囲内、20万円を上限とするそういう県の補助制度がありますので、そういう制度を有効に活用していただきながら購入していただけたらと思います。

機材を買うだけでは補助対象にはならないそうです。そういう避難訓練だとか災害の訓練の中で活用するというので購入する場合に適用されるように聞いておりますので、購入の際に配慮していただければと思います。

なお、総務部長が申し上げましたように、自治会の助成金、少しですけれども本当に均等割、そして各戸数400円掛ける各自治会の戸数分を各自治会に助成として下ろしておりますので、そういう部分も活用していただければなと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず1つ目のところですが、法定外水路改修等補助金交付要綱の対象が市街化区域だけになっているというところで、答弁では調整区域に対しては多面的機能支払交付金の制度を利用させていただきたいと。現状、16自治会等がやられているということですが、この法定外水路改修等補助金交付要綱は平成29年6月28日告示となっているのですが、最近のことです、これ、平成29年ということは、なぜこの時期にどういういきさつがあって要綱が定められたのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 現状、法定外水路の老朽化が進んでおるという中で、全て町で対応するという事は難しいという状況がございます。そういう中、地元と協力しながら維持管理をしていくというところで、必要性を鑑みてこの制度がつけられたものと考えております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 制度をつくっていただいたことは非常にありがたいなと思うのですが、平成29年7月1日施行なのですけれども、最近の数年を見ていると令和元年から2年度、3年度当初予算が100万円の予算をつけられていて、実質決算では令和元年度が15万7,000円、令和2年度は17万8,000円、令和3年度は21万5,000円、100万円の予算に対して20万円前後の決算があるわけなのですけれども、100万円の予算に対して20万円前後の決算、80万円が予算上は不用額となって出ていっているのですが、この辺を鑑みて令和4年度の当初予算は50万円に引き下げられているわけなのですが、そういった実質的な決算が20万円前後だったのでその辺を鑑みて4年度は50万円の当初予算にしたという理解でまずよろしいでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 実情に応じて予算計上をさせていただいたということでございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、予算が100万円、50万円と上がっていて、実質使うのが20万円前後で

あるということは少し余裕がある、不用額が出ているわけですから、調整区域にも何とか回していただけるという配慮があったらよかったのになと、これからしていただけるようになったらいいのになというふうには思うのですが、その辺の考えはどうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 実績としまして、令和3年度は21万5,000円、令和2年度につきましては17万8,000円、令和元年度につきましては15万7,000円と各1自治会に対して補助をさせていただいております。

制度ができましたすぐに、平成29年度でございますが合わせて3自治会に補助しておりまして96万2,000円という実績がございます。底打ちコンクリートをするとか素掘りにU字溝を設置するとかというような補助、改修をしていただいております。このあたりの実績、あと自治会からの御相談とかそのあたりを検討しながら予算のほうは計上をしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 平成29年当時の3自治会、96万2,000円というのが市街化区域の自治会から要望が上がったので、これはこの補助金を出すために何も制度がないのということで法定外水路改修等補助金交付要綱をつくったといういきさつがあったと思うのです。その後、恐らく毎年20万円前後ですから1自治会が改修されているという状況が続いているのだと思うのです、その辺は市街化調整区域のほうの自治会も配慮していただけるようということを改めて言っておきます。

多面的機能支払交付金制度も国の補助制度であるので申請時の申込み関係が非常に複雑になっている、農家の方等々の御了解も得ながら面積を全部調べてという書類を書くのが非常に面倒くさいという制度でもあるので、その辺を何とか町のほうでも少し補助があったら助かるのになということをいろんな自治会長から話を聞いております。

太子町長選挙前に石海公民館で自治会長たちに多く集まっていただいて沖汐さんのタウンミーティングを開いたときにも、そういう話が複数の自治会から出ておりましたということを取り上げているわけなのですけれども、その辺をよく考えていただきたいと思います。

次の2番ですけれども、これも先ほど太子町認定外道路の整備に関する条例、平成13年12月に条例ができていますが、これも最近の予算書、決算書を拝見するのですけれども、認定外道路の整備という予算決算、そういう項目が名称的にはなかったのですが、この条例を使ってされている件数はここ数年あるのでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 実績はございません。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 調べた中では平成13年頃にはあったのかもしれませんが、ここ5年、10年、この制度を使って修繕されている自治会はないです。

何でこれがないのだろうかなと思ったら、第2条の申請時に提出しなければいけない書類がこれも面倒くさいというのが第一印象、印象というかこの制度の利用がないというのは、知らないのです、恐らく、自治会関係者、その辺はどのように把握されていますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 実際にこれを積極的にPRしているところは現状でございませんので、このあたりの制度の周知というところは改めてホームページ等でしていきたいと思っております。

ただ、地元の負担というところもございまして、そのあたりでなかなか利用いただけていな

いというような状況もあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この認定外道路整備に関する条例なのですが、ほかの補助金交付の形とは違うタイプの条例ですから、この条例の中身を見ると工事費の負担、第5条のところ、「町長は、工事の実施を決定した自治会長に対し、当該工事に要する費用の5割を負担させるものとする。」と。町がしたるから、自治会長は工事費の5割を負担せえという文言なのです、非常に町のほうが高飛車な条例やなと思ったのですが。

自治会が困ってお願いをして補助金を出してくださいという申請であるのだったらこういう書き方にはならないと思うのですが、その辺はいかが思われますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、自治会等との双方向のコミュニケーションが大事だとそういうことで、改めてそういう部分も含めまして自治会の方々とはこういう自治会には補助制度がありますよ、こういうようなものがありますよというのを、最初の自治会の会長との話の中で行政として整理をして提示していきたいと今考えております。

その中で、そういう文言についても訂正すべきものがありましたら一度こちらのほうで文言整理をし、条例改正が必要ならば必要な改正もしていきたいと思っておりますので、しばらくお時間をいただければと思います。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 条例を見たときにあまり気持ちいい感じがしなかったのも、一言言っておきます。

この条例、先ほど経済建設部長が最近の利用は全くないのですということですが、利用がないとしたらこの条例自体がさっきも言いましたけれども自治会に伝わっていないのだと思うのです。この申請時の書類の提出に負担があるのじゃないかというところ、先ほどの言葉遣いであるとかということも鑑みて少し見直しをかけていただいて、使いやすい条例、制度に直してほしい、改正してほしいということを考えるわけですが、その辺をもう一度、担当部局の答弁をいただけますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 先ほど町長のほうからもありましたとおり、文言等については訂正するところがあれば見直していきたいという方針に従いまして、使いやすい制度というところをいま一度確認していきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 条例の見直しのほうをよろしくお願ひします。

自治会関係、自主防災組織関係への資材の提供、県のほうの制度を利用してくださいというふうな答弁だったので、これも近隣の動向を調べますということですが、近隣のところを調べていくと、まずお隣のたつの市はこういった形で一覧にされていてすごい見やすいのです、一覧にされています。

その中で、例えば公共施設の補修等の活動に関して、生活道路、農道、用排水路というところを修繕しようとしたら現物支給してくれる、原材料、生コンどとかセメントとかU字溝だとかそういうものを現物支給されています。また、原材料やリース料、安全確保用具などを購入する場合には補助金の交付があると。活動例には、農道生活道路の補修、用排水路の改修等々、自治会公園遊具のペンキ塗りみたいなことに使っていていいですよという補助制度。また、公共施設の美

化等の活動、美化活動において雨水管、水路だとか市道のり面も自治会が管理してるとかそういうときには、草刈り機の購入まではないのですが草刈り機の替え刃は補助があるというような制度がたつの市にはあります。それ以外にも、7つの事業ですけれども見やすい一覧表になっているので、こういうのがあれば分かりやすいなという状況です。

ほかにも、相生市も防災訓練を実施するために必要な資材の購入経費の補助があります。

たつの市には、自主防災組織に関して自主防災組織が自動体外式のいわゆるAEDを設置する場合にも経費の補助があります。

佐用町は災害が多かったということもあるのでしょうけれども、佐用町の自主防に関しては情報伝達用具、消火用具、救出用具、救急用品、避難用具、給食・給水用具、その他、防災倉庫、危険空き家対策みたいなところで、ハンドマイクから携帯ラジオからはしごからロープからスコップから大工道具から小型の発電機やらということではいっぱい補助制度があります。

西播磨で一番小さい上郡町でも、トランジスタメガホン、強力ライト、ヘルメット等々、発電機、チェーンソー、投光器みたいな補助があります。

こういうのを見ていくと太子町は何もないということがよく分かるのですけれども、今紹介させていただいた西播磨の他市町の状況を聞いてどう思われますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、県の自主防災組織の支援強化事業、私も資料を持っているのですけれども、ここにこれだけの項目があるのですけれども、今、佐用町のほうで言われた情報伝達から初期消火、水防、救出、救護、避難、避難所運営、炊き出し、その他という項目でここに100項目ほどが書いてあります。この項目によっては10分の10で上限20万円でそういう助成が出ている、あるいは今言いましたけれどもチェーンソーなどはそういう訓練でチェーンソーを使えばそれは3分の2で20万円の上限で補助が出る、だからひょっとしたら詳しく分からないのですが、調べてみると、3分の2が県から出るので3分の1を補助すれば満額出ている、そういうケースもあろうかと思えます。

いずれにしても、今、太子町の場合、今年度いろんな行革の中でそういう事業見直しを1年かけてしていきたいと思えますので、今の御意見も踏まえましてその辺は整理をさせていただけたらと思えます。

ただ、一律にこういう補助事業が使えるのだったらこれをまず使うというのが基本にしたいなと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 西播磨の他市町がそういった制度を設けられているということは、県の制度もうまく活用されているのかなというふうにも感じますし、古くから災害が多い町なのでということもあるかも知れません。その理由は分かりませんが、そういったところを調べていただいて、その県の補助があるよということも、県からの資料は届きますけれども、自主防災組織に対して、県の書類というのは見にくいとかいって文字が書いてあるので隅々まで読まない方もいらっしゃるのかなと、私自身が全部よく読み切れませんので、制度がどんなものがあったということが把握できていない可能性もあるのでその辺を周知していただかないとなかなか伝わっていかないのかなというふうにも感じますので、その辺をお願いしたいと思えます。

もう最後になりますけれども、今西播磨の市町を紹介しましたが、姫路市はこんな冊子があって、自治会活動便利帳というすごい便利なものがあります。この中には、51ページにわたって自治会が何か補助金がないのかなと感じたときに見たらもう全て載っています、ズメバチ

の駆除から野良猫の対策まで載っています、これには。ここまで立派なものを作れとは言いませんけれども、太子町には太子町のいろんな制度があると思うので、さっきの認定外道路の整備に関する条例もそうですけれども、県の条例もそうですけれどもなかなか伝わっていないのです。こんな冊子まで作れとは言いませんけれども、せめてたつの市がやっていらっしゃるこういう一覧というものが常に見れる、自治会長になられた場合には書類があるのですけれども、これは常に見れます、ホームページ等で、そういったことを考えていただきたいなど、使いやすい制度にしていきたい。

1 問目の文化活動もそうですけれども、いろんな制度があって、太子町はあるのです、でも使い勝手が悪いということがあるのでその辺を改良していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私は、施政方針の基本に双方向のコミュニケーションを大切にしますよという話をさせていただきました。今言われているようなそういう自治会の会長になられたらぱつと開けば分かる、そういう先進的な取り組みにも学びながらそういう資料、分かりやすい資料、見ただけで分かるそういう資料を自治会長にお渡しすることが双方向のコミュニケーションのスタートだと考えております。

だから、そういうすばらしい取り組みも学びながら、また太子町として整理もさせていただき、そして自治会長に何らかの形で提示はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 沖汐町長には「30のお約束」ということもございます。30の公約の中にはこういったことが入っていませんけれども、これは細かいことなのです、だから町長が公約に掲げなくても町全体として考えていったらすぐできることなので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに強くお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（中島貞次） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 5番吉田正之、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、町長の施政方針についてお尋ねします。

組織として重要なことは、その組織の目的やビジョンが明確でないと組織が動かないということ町長は御存じだと思う。そこで改めて言っていただきたい。町長は太子町をどのような町にしたいのか、できるだけ端的に町民が理解できるように、まずはお願いいたします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 太子町は聖徳太子ゆかりの町ですので、一言で言うならば和のまちの創造であると思っております。和のまちの創造。具体的な町の姿としては、子供たちから高齢者までが全ての町民の和という視点もあるでしょう。2点目は、若い世代が町を盛り上げ、経験豊富なシニア世代がバックアップする、そういう若い世代とシニア世代の和という視点もあるでしょう。3点目は、昔から居住しておられる方と新しく転入してこられた人の新旧の町民の和という視点もあると思います。4点目は、町制71年になるのですが、龍田校区、斑鳩校区、太田校区、石海校区ということではいろんな地域実態を踏まえて4つの校区に分けておりますけれども、そういう4校区の和という視点もあろうと思います。

あるいは、市街化調整区域と市街化区域の和ということで、この和というのは全体の地域実態を踏まえたバランスという意味での和ということもあるでしょう。あるいは、農業、商業、工

業、あるいは企業等の和、これも町全体を踏まえたバランスという視点での和も必要でしょう。あるいは、歴史や伝統文化、あるいはA I、I C T、デジタル化などの新しいそういう部門との和という部分もあろうと思います。

いずれにしても、一言でと言われるならば“和のまち太子”という言葉になろうかと思いません。

ただ、この“和のまち太子”の根底には、ふるさとである太子町に対する愛情とか誇りなどのふるさと意識の醸成というのが必要であろうと考えております。

以上であります。

**○議長（中島貞次）** 吉田正之議員。

**○吉田正之議員** 以前に私、町のビジョンについて質問させていただいたら、ビジョンを言ったらそれが達成できなかつたら私を責めるやろうと言われた人もおられましたけれども、非常に明確に言っていただきましてありがとうございます。

ただ、具体的に和のまちの創造という抽象的な言葉と具体的に言っていただいたわけですが、この市街化調整区域、市街化区域のバランスというのは次の質問のところにも出てくるわけですが、この辺のところを具体的にどんなふうにやっていくのかなということについても、次の質問に移らせていただいてそこら辺のところを詳しく教えていただきたいと思えます。

町長は公約で30のお約束を掲げています。この公約を達成するにはかなりの財源が必要になります。財源を増やすには3つの方法しかないのです。1つ目は人口を増やす、2つ目が生産性を上げる、3つ目はストックを増やす。

まず、1つ目の人口を増やすということについては30のお約束の中で言われていますが、具体的にどのようにするのか明確でない。近隣では明石市が成功していますけれども、これは多額の財源を使われています。鶏が先か卵が先かの論争になるかもしれませんけれども、この辺についてはどのように考えておりますか。

2つ目の生産性を上げるということについては法人税の税率を上げることになりますが、景気に左右されます。このあたりはどのように考えているか、30のお約束の中には太子町中小企業・小規模企業振興基本条例の活用とありますが、これらは企業経営者のやる気が求められると思いますが、この辺についてどのようにお考えですか。

3つ目、ストックを増やすということについては、民間のストックを増やすと確かに税収は上がるが、これとて法律の縛りがあります。なかなか自由に建物は建てられず、建っている建物も利用してはいけないと県が言っている。太子北インターチェンジ周辺の土地に至っては既にもうほとんど売れてしまっているため、そこに進出したい倉庫事業者が進出できないと言っている。あるものを活用することにより、多くの税収が図られるであろうと推察できますが、これも県の規制でできていないことがたくさんあり、県知事が言っていることとやっていることと多くの矛盾があるのじゃないかなと思っております。このあたりの問題を解決しないと、このストックを増やすということは難しいと考えます。いずれにしても、以上のことを遂行しようとするれば町長のリーダーシップが必要なことばかりです。

町長は、神戸新聞のアンケートに、どの項目に対して力を入れるかとの問いに経済政策はかなり順位が下がっています。子育て政策が上にある。子育ての環境をよくすることはより人口増加を見込むことはできるが、太子町は働く場所がないことにより若者が定住しない現実がある。この理由を調べてみると、優秀と言われる若者が高等学校を卒業し都会の大学へ行き、帰ってこない現実があります。このため、子育てのしやすい環境をつくる一方で、若者が働きたいと思う

職場をつくる必要があると思います。

町内には小さくても特徴のある企業がたくさんありますが、これらの企業を育成するとともに、企業誘致についても考える必要があるのではないかと。

以上、町長の町の運営の方針についてお尋ねいたします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから、2の①人口を増やす取り組みについて答弁させていただきます。

議員の御意見にもございましたとおり、明石市に代表される人口を増やす取り組みには多額の財源が必要であり、一朝一夕の施策展開では難しいのが現状と認識しております。移住や定住を希望される方は、子育て・教育・医療・通勤・買物の利便性など様々な視点でお住まいを検討され、移住施策はいかに暮らしを充実させるかということですが、本町のポテンシャルはほかの市町にも劣るものではないと自負しております。

自治体間競争も激化する中ではございますが、太子町にいつまでも住み続けたいと思っていたように、現在お住まいの皆様はもちろんのこと、10年、20年先の未来の礎を築くためにも特に子育て施策を充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、②、③について答弁をさせていただきます。

町の成長には中小企業の発展が不可欠と考えております。商工会とより一層連携強化を図り、商工業のさらなる振興に努めてまいりたいと考えております。

事業者が事業効率化のために前向きな設備投資に取り組めるよう、町としても支援が必要と考えております。令和5年10月にはインボイス制度の本格導入が実施されることに伴い、事業者には電子帳簿の備付けなど新たな取り組みが求められます。振興条例に基づく協議会においてもIT化に取り組む事業者への支援を求める声が多数寄せられたことを受け、支援の必要性を検討していきます。

また、事業継承を検討する経営者には、次世代の経営者に円滑に不安なく事業を継承してもらえるよう、コンサルタントへの相談費用など補助金の必要性を検討しております。

景気動向やアフターコロナなど新しい変化をしっかり取り組み、地域経済活性化につなげたいと考えております。

続きまして、③でございます。本町においては、将来緩やかな人口減少が進む中で民間のストック効果を有効に図るためには、生産・雇用・消費等の経済活動の創出、経済全体を拡大させるために整備された社会資本がより機能することが求められます。生産性の向上、生活の質の向上、災害の低減等を重点的に、目的、役割に応じた選択と集中を徹底し、効果を出していきたいと考えております。

その手法の1つとして、米田、沖代地区の都市計画道路揖保線の開通に伴い、道路沿線において交通の利便性やJR山陽本線網干駅から西南に1キロメートルと高いアクセスを生かした立地を利用して、産業・製造・物流等の機能を資する産業拠点として面的な整備に向けた取り組みの検討を進めております。

また、網干駅周辺の土地区画整理、県道太子御津線、網干線、踏切の高架事業等、周辺地域や県道龍野線の周辺地域においては、道路の新設に併せて道路ネットワークの構築に伴い、用途地域を見直して地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

確かに土地利用の整備事業を実現していくためには地元自治会、土地所有者様等の合意形成を

はじめ企業の確保、県との協議、財源の確保等多くの課題をクリアしていかなければなりません  
が、町として新たな財源の確保に向けても推進していきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私のほうから全体的に私の考えをお話しさせていただきますと、公約である30のお約束の実現のためには議員御指摘のように多額の財源が必要であります。そのため、来年度に向けて既存事業の評価・検証、全面的な見直しを通しまして費用対効果を考えるの事業の縮小や廃止、2つには事業内容による事業の統合、3点目は国や県の補助事業を活用した既存事業の組替えなど既存事業の見直しによる財源確保に努めますとともに、この財源確保には限界があると感じております。吉田議員が指摘されますように財源を増やす取り組みも喫緊の課題であり、行財政改革と並行して取り組む必要があると認識をしております。

企業の躍動が町の活性化につながりますので、公約の大きな柱の1つ、住民・企業協働のまちへを、そして中小企業の支援と企業誘致、創業支援補助金の創設などをお約束として掲げております。

今後、県の担当部署との協議、あるいは地域の住民、企業の皆様との連携を深めながら、揖保線沿道やJR網干駅近郊の再開発など企業誘致に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、町内の有為な人材が地元の企業に就職する、そして活躍をする、そんなシステムづくりを支える給付型の奨学金制度の創設はしたいと考えております。

なお、神戸新聞のアンケートの回答として子育てや教育の比重が高く経済の比重が低くなっていると御指摘を受けておりますが、経済への対応についても商工会、あるいは地元企業の皆様と連携しながら全力で取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 いろいろありますけれども、まず1つ、人口を増やすということについての回答もいただきました、ポテンシャルは太子町は非常に高いというふうに認識されているのは私もそうだと思います、それは。ただ、例えばJR網干駅の近くの宅地がほとんどもうないのです。そこへ人を呼んでこようと思えば、どうしても遠く離れていく、そうすると土地の値段がだんだん下がっていくわけですが、そこへ人に住んでもらおうと思ったら高額所得者の人をようけ呼んでくるようなことを考える必要が、私は考えたほうがいいのかというふうに思う。

例えば、神戸市や大阪府辺りで相当の企業に勤めて高額な所得を得ているような人に太子町に住んでもらおうと思えば駅の近くになってしまうのですけれども、ところが糸井地区はもう満杯ですし、その後はもうすぐ市街化調整区域やとか結局そういうような問題が出てくるわけですが、先ほど部長のほうから用途地域の見直しということを言われたのですけれども、これは用途地域の見直しを本当にやっていこうと考えておられるのですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今現在、県のほうで高架事業を進めていただいております。県道に沿って用途地域、近隣商業地域等の色をつけておりますので、道路が変わることによって当然見直しというところは検討していかないといけないところでございますので、用途地域の見直しというところは念頭に置いております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 恐らく今の部長の回答に対しては、太子町の人々は皆さん大変期待をしていると

思います。ぜひそれはやっていただきたいというふうに思いますと同時に、住宅地なんかにするときにおいてもできるだけ土地の面積を広い面積にってもらって、そして土地の造成とかそういうのをしてもらふことによると相当の高所得者がそういうところへ住んでくれるというようなことが統計的に見てもそういうのが出ておりますので、ぜひその土地開発をするときにはそういうことをやっていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 用途地域の見直しというのは地域の住民の方の意見も聞きながら町主体でやっていくものでございますが、各個別の開発につきましては事業主の考え、費用対効果というところもございますので、そのあたりは町がどのような町にしていきたいかというところ、そのあたりをアピールして住みやすい町になるようにというところを念頭に置きながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ①のところはそれぐらいにしておきます。

それから次に、生産性を上げるということの中に、先ほど答弁の中でインボイスの話と、それからもう1つ、IT化ということを言われていました。来年の10月1日からインボイス制度、令和6年1月1日から電子帳簿保存法の完全施行と言っていますけれども、税制調査会ではその辺のところをもうちょっと緩めようかとかというような意見もあるのですけれども、私の考えとしてはもうこの際、時代の流れとしてこういうIT化はもう避けて通れない、そうするとその企業の人にこの際一挙にやったほうがいいよという指導をどんどん、商工会あたりでもそういうような指導をしようというような話をしておるわけですが、それに対する補助金を考えているというようなことでございましたけれども、もうちょっと具体的にその辺のところを御説明いただけませんか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 具体の制度スキームにつきましては現在検討しているところではございますが、国が実施しておりますIT化への補助、それに対するさらなる支援というところを基本に考えておるところでございます。今現在、制度設計をしておるところでございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 平成元年に消費税が入りまして、私はその時代をちょうどその経済の激変のときに体験しているのですけれども、結局そのときにいち早くITとかそういうのにどんどん手をつけていった企業が結局は生き残って、いやもうそういうのはわしは年やからも嫌だというような人はほとんどなくなってきているわけです、この三十数年の間に。

このインボイス制度と、それから電子帳簿保存法というのはこれは1つの経済的な大きな変化のときだと私は思っています。こういうときに企業の皆さんがいち早くそういうのを取り込んでやっていくことが将来生き残っていく1つの方策だというふうに感じますので、この辺を町としては補助金とかそういうことで誘導していくというのか企業を指導していくということをぜひ考えていただきたいと思いますので、その辺、商工会とうまく連携を取り持ってやっていただきたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御指摘いただきましたように、商工会と連携し意見を交わしながら有効な誘導策というところを確認しながら制度設計というところを進めていきたいと考えます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それからもう1つ、事業承継のことを言われておりました。確かに3代続く企業というのはもう1%もないと言われているぐらい非常に事業承継というのは難しい状況です。これは一番には人がいないということが大きな問題で、先ほど町長のほうから奨学金というようなことも出ていましたけれども、この事業承継、そういう企業の経営者の子供たちが大学へ行って、戻ってきたら奨学金をちゃんと返さんでもいいとかそういうふうなことをすることによって事業承継をうまく誘導するということもできるのじゃないかなというふうに思うのですけれども、その辺の制度設計とかその辺はどういうふうに考えられていますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 公金を使いますので、経済的に大学に行けない子供たちの支援も必要でしょうし、今太子町で保育士とか幼稚園の、あるいは社会福祉士、臨床心理士とかそういう専門的分野の方が今公募しても応募がないという実態が続いている中で、そういう人材を育成するためにそういう人材に給付型の奨学金を給付し、卒業後、太子町のそういう試験を、面接を受けていただき、試験が通れば採用するというような制度を今考えております。

今、議員御指摘の事業承継をする人材の育成という点は今のところ私の頭になかったので、また今後、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 以前に私、保育士が姫路市にスカウトされている、持っていかれているということを経験したことがあるのですけれども、特に保育士あたりが物すごく今不足しています、私のところにもそういう企業、保育園の先生がもうとにかくないので定員を縮小せざるを得ないような状況になってしまっているというようなことも言われたのです。

これを何とかせないかんと思ひまして、もしその保育園の先生がこういった奨学資金の、私もかんでます奨学資金の制度があって、こういう人がおるよというようなことを言いますと、もうそこへ協賛金を出して増やしてほしいというようなことを言われてきたこともあるのですけれども、そういう今町長が言われた保育士とかこの辺の人はそれこそ子育てのしやすい町というこの辺のところも当然考えていかないかんのじゃないかなというふうに思いますので、民間のそういったところの人にもうまくできるような制度設計をぜひしていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 町長という立場で公金を動かす以上、ある程度の公平公正という部分、あるいは町民の方々にきちっとした説明責任を負えるという視点が必要だろうと思っております。今、指摘がありました内容について、内部でまた整理をさせていただいて検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 じゃあ、もう②のところはその辺にしておきまして、ストックのことについて質問させていただきたいと思いますが、空き家の問題が一時随分問題にもなったわけですが、空き家の工場も散見されるわけですが、そういうところをまず取りあえず活用するということが県の規制によってできていないというのも事実なのですが、それと太子北インター辺りに出ていきたいという企業は多くあるのです。

ところが、もう土地がないということをよく言われていますけれども、この太子北インター辺りの面積をもっと広げるとかそういうような考え方は町としては考えは今のところありませんか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 太子北インターの辺りは、流通業務の企業が進出できるとしている区域につきましてはほぼ埋まっている状況でございます。道路に面した裏側には田んぼが残っておりますが、道路に面したところはほぼ埋まっておりますので、これ以上なかなか活用できないという現状があります。

そのほかの地域につきましては農振農用地が多く背面にはありますので、その部分での活用というところは一段またハードルが高くなりますので、また別の地域について活用できるところは活用していきたいというふうに思っておりますので、そのあたりは検討を進めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そういう制約があったらなかなか難しいというのはもう非常によく分かります。ただ、確認しておきたいことは、太子町にそういう企業がいっぱい来たいと言っているところがたくさんあるけれども、そういうことで今来れないということがあるとのことだけは確認しておきたいと思えます。

ストックを増やすということについては、そういう工場とか、あるいは物流だけでなしに商業においても、旧の国道2号線沿いに新しいお店ができてたくさんの方が買物に来られているのが現実でございますけれども、アグロの横のお店が空き家になったらもうまた次のところが入ってきてということで、ストックがどんどんそういう流通系のところについては非常に太子町に来たいということが多くおるようでございますけれども、ですからこれを上手にやっていったらもっともっとストックを増やしていくことが私は可能だろうと思うのですけれども、その辺のところはどうしても県のいろんな制約があって難しい問題があるのだというようなこともよく聞きますけれども、この辺は町も協力してやっていくというようなことを考えてもらいたいと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 調整区域におきましては、なかなか難しい問題があるというところは以前からお答えしておりでございます。ただ、県においてもいろんな調整区域を活用できる空き家条例なり特別指定区域なりという制度がございます、これは全国的に見ても調整区域の中での活用方策というところは先進の制度となっております。

それを活用するに当たりましては、地元の皆さんがどう思われるか、その地元の皆さんとどう協力できるかということが重要な点ともなっておりますので、そのあたりは総合的に活用できるという方策を探しながら取り組んでいくという方針で行っております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 大体予想されたような回答でございます。ありがとうございました。

これから太子町をますます発展させていこうと思ったら税収を上げていかないとはいえませんが、この3つの観点、人口を増やす、生産性を上げる、ストックを増やすというこの3つの観点から考えていただければ税収を上げる方法というのは幾らでも上がってくる、この太子町では上がってくると私は思っております。

だから、ぜひそういう政策をやっていただくことを期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

次、森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、議席番号4番森田哲夫でございます。通告に従いまして、一般質問

をさせていただきます。

まず1番、“和のまち太子”を目指した新たな取り組みについて。

今年は聖徳太子没後1400年のご遠忌に当たり、斑鳩寺庫裏保存修理の落慶、聖徳太子孝養像の御衣替え等が11月20日に斑鳩寺にて執り行われた。この由緒ある我が町太子町において、今後、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」の精神を軸に、“和のまち太子”の実現を目指した政策の実現が強く求められております。

11月13日に新町長が誕生し、それらにおける新たな取り組み姿勢及び政策・体制につき、新町長に以下のとおり伺う。

(1) “和のまち太子” 実現に向けた新町長の新たなビジョンについて。

(2) 相手を責めるのではなく、お互いの人格・人権・心情を認め合い、絶えず自分自身を戒め、対話・意見交換を重ね、全町民の参加による新たな体制の構築について。

(3) 次世代を担う子供に和の心を培うための方策について。学校教育及び社会教育を含みます。

(4) 官民協働による取り組みについて。

(5) 行政・議会・町民・企業との連携と協働体制について。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私のほうから、1番、“和のまち太子”を目指した新たな取り組みについてお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、吉田議員の御質問にもお答えしましたように私は和のまちをキーワードとして町政運営を行い、公約で掲げました町民の皆様へのお約束30を着実に進めたいと考えております。この公約の実現には、複雑化・多様化する課題に対応した組織の見直しをはじめ、施策実現のための大きな財源が必要であろうと考えております。そのため、庁内に行財政改革を検討する委員会を設置しまして、これまでの取り組みを全面的に見直していきたいと思っております。

見直した案につきましては、議会の皆様をはじめ自治会、関係団体の皆様との御意見、双方向のコミュニケーションを踏まえながら整理をし、議会上程はさせていただきたいと考えております。

また、早期に退職しました役場の全職員に再任用等の希望調査も送らせていただき、希望のあった職員についてはその専門的な技能、知恵等を町政運営に生かしていただき、オールメンバーで太子町の町政運営を推進してまいりたいと考えております。

また、令和5年度予算査定を通じまして既存事業の見直し、業務の在り方等を検討すべきは検討しながら、職員一丸となって取り組みを進めてまいります。

2点目であります、対話・意見交換等、全町民の参加ということですが、私が公約として掲げさせていただきました新しい太子町をつくっていく30のお約束というものの中には私の思いももちろん入っておりますが、いろいろな選挙活動、町民の皆様との話合いの中でいただいたいろいろな御意見、御要望も踏まえて作成をしたものでございます。この公約の実現のためには町民の皆様との参画と協働、あるいは地域の人・物・事の有効活用は欠かせないものと思っております。

そのため、森田議員御指摘のように議員の皆様と共に町民がまちづくりに参画しやすい仕組み、あるいは意見をお聞きしやすい体制の整備に努め、様々な機会を通じて双方向の対話、意見交換を重ねてまいりたいと思っております。

具体的には、近年開催をしておりますが町長と住民が直接対話をするまちづくりの集い等が

過去にはあったように聞いております。その辺はまた私ども行政の一方通行ではなくて、自治会の代表の皆様、自治会長等と、また各関係団体の代表の方と協議もさせていただきながら、必要であればそういう機会も持ってまいりたいと考えております。

3点目、次世代を担う子供たちに和の心を培うということですが、太子町におきましては太子町教育振興基本計画というものを策定しまして、基本理念として「和のまち太子～笑顔あふれる心豊かで自立する人づくり～」をテーマに掲げて、学校教育、社会教育において様々な取り組みを行っております。

その中で重点的に取り組んでいる内容として、1つとして共通の目的や課題の解決に向けて工夫したり協力したりしながら学びを進める他者と協働する活動を積極的に取り入れた学習を展開しております。自分以外の他者と交流する活動、協働する活動は、子供たちが互いに理解や絆を深める上で大変重要な取り組みとなっております。

2点目は、命の大切さや思いやりの心、規範意識を養うなど心の教育の充実を図るために、様々な交流、あるいは体験活動を行っております。太子町の人・物・事に触れながら学習することで社会の一員としての自覚を深めさせ、社会的自立の基礎も培っております。

3点目は、話し合い活動の充実を通じて言葉による伝え合い、特別活動を中心とする自治的活動を充実させることで、考えや立場が異なる相手とも粘り強く対話を重ね、よりよい結論を見いだそうとする態度を養っております。

コロナ禍の影響で人と関わる機会が激減し孤立する傾向がありますけれども、感染防止対策を講じつつ、幼児・児童・生徒が他者と関わりながら健やかに育ち学ぶことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4点目、官民協働による取り組みであります。去る11月22日、聖徳太子1400年のプロジェクト推進協議会総会に出席させていただいた際、斑鳩寺の御住職より、法隆寺、四天王寺などではお寺主体で厳かな法要、あるいは式典が催されましたが、本町におきましては住民主体でたくさんの聖徳太子様を感じられる事業を展開していただき、町全体に聖徳太子が息づいたように感じ、そのことを心から誇りに思っているというようなお言葉をいただいたところであります。私自身、この太子町に生まれ育ち、そして暮らしておりますことを改めて誇りに感じたところであります。

また、聖徳太子1400年プロジェクトや太子町総合公園のにぎわいに代表されますように、行政主体ではなく住民主体、住民発信の新しいまちづくりが着実に根づき、芽吹いていると感じております。暮らしている町にどのくらい愛着心や思い入れを重ねることができるのか、これは地域発展のキーワードだと考えております。

また、ふるさとに寄せる愛着心や思い入れは、今後のまちづくりにとって大きなエネルギーを与えるものと認識しているところでございます。

また、私の30のお約束の中にも企業版ふるさと納税制度の導入、あるいは公共用地の有効活用などを通して企業の力をまちづくりに取り入れることも考えております。

子育て世代が多い、生活に便利など町の持つ魅力を太子らしさとして広く周知するなど、住民の移住や魅力ある飲食店、店舗の誘致、起業につながる取り組みについても推進してまいりたいと考えております。

5点目の行政・議会・町民・企業との連携体制についてであります。

行政と議会は車の両輪であり、立場や意見の違いはあっても太子町を発展させたい、住みやすい町にしたい、住んでよかったと実感できる町にしたいなどの願いは同じであろうと思っております。所信表明でも一部お話しさせていただきましたが、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」

の精神を大切にしながら将来のまちづくりのビジョンを掲げ、“和のまち太子”をつくってまいりたいと考えております。議員の皆様の御指導、御鞭撻を切にお願いする次第であります。

また、町民・企業との連携につきましては、さきの御質問のとおり参画と協働、官民協働という観点で取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1つ1つに丁寧に、そして町長の思い、心情はこちらのほうに伝わってまいりました。

1つ、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」という中の本当の求めている和の心というものはどういうものかというふうに理解されていますか。和の心を私もいろいろ調べてみました、聖徳太子のその本当の和というものはどういう社会を1400年前の時代の中で捉えていらっしまったというふうに理解されていますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 難しい御質問ですが、一言で言うならば子供たちの瞳が輝いている社会だと思います。あるいは、高齢者が安心して過ごせる町だと思います。そういう町はどの町民にとっても本当に住みやすいし和が取れた、調和が取れた町だと思いますので、そういう答えしか浮かばなくて申し訳ございません。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 沖汐町長の30のお約束の一番最初のかかりに、聖徳太子の「和をもって貴しとなす」という言葉には協力・協働という意味があると、そして考えや立場が違っても粘り強く対話を重ね一致点を見いだすというふうにお書きでございます。私も全く同じであります。私が考える本当の和のまちというものの考え方につきましては、お互いそれぞれ意見が違ふと思いません、しかしそれを自分がという思いではなくして相手と一緒に何か1つのものを見いだしていく、そして新たな1つのものをつくり上げていく、そして人間同士が理屈を越えて1つになり切ってしまう、そしてどのような境遇でも、どのようなことに陥ってもそれに順応して全てを自然の意思のままに力強く受け入れて人間本来の力を伸ばしていく、そしてそれをみんなで共有していく、そういう社会というものが私は聖徳太子が求めた和でないかというふうに思うのです。

今、御答弁をいただいた内容は本当にそれぞれの個々の事例についてきちっとした1つの“和のまち太子”というものの答弁であったというふうに私は思います。しかし、今後、私は太子町に住んでよかったというだけではなくして日本一をつくりたいのです。いつも私は言っているのですけれども、通常ではないのです。本当にここに来てよかったということを考えようとするところの和というものは、ただ仲よくするというだけではなくして、それをもっと越えて、お互いがいろんなものはあるけれどもそれを飲み込んで、そしてお互いの意見を切磋琢磨しながら、町長もおっしゃっていらっしゃる粘り強く対話を重ねて一致点を見いだして、そして新たなこの方向の中にみんながそれに沿っていく、決まったことに対して批判とか反対とか責めるのではなくして、それに向かって町政の運営をしていただけたということが私が考える日本一の太子町の方向というふうに考えているところでございますが、いかがでございませうか。何か御意見があったら。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私は日本一や世界一を目指して町政運営をする気は全くないのです。その

人その人の物差しが全然違うからです。少なくともこの太子町に住んでよかったと実感できる、あるいは転入してきた方がこの太子町を選択して間違いなかったと言えるそういう実感ができる町民になっていただきたい。その物差しがその人にとって日本一なのか世界一なのか私は分からない、でもそういう日本一、世界一じゃなくて、本当にこの町に住んでよかったね、日々の暮らしの中でそういう思いが実感できるそんなまちづくりを目指したい、取りあえずまずは目指したいと思っております。日本一を目指さなくて申し訳ございません。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田議員に一言言いますが、意見を求めるのではなく質問をしてください。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それぞれ聞かせていただいて、議長のほうから質問ということを言われましたので、なかなかこの次世代の子供たちがコロナ禍の中で今おっしゃった他者との共同をしながらどのように具体的に今コロナ禍の中でお考えでございますか。教育長職務代理者でも結構ですけども。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 当然、コロナ禍ですから感染防止対策は取りながら、今学校現場で本当にそれぞれ学校の先生方が共同する中での子の学び、個人は個人の学びとあるのですけれども、多くの仲間の中で集団の中の活動を通じて個人が成長する力というのは非常に大きなものと認識しておりますので、そういう場をできるだけつくりながら、そしてそういう場を確保しながらそういう活動、能力の育成に努めているところであります。

以上です。

○議長（中島貞次） 質問の趣旨を明確にお願いします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 自然学校にしても具体的なこととなりますとなかなかその日にち、日数も短くなったりいろんな形で制約されてきた状況があるかと思えます。しかし、コロナ禍だからこそ培っていけるというものが私はあるのではないかと、そういう中で次世代の子供たちにそういう他者との思いやりを思わせる、マスクはしているけれども何か太子町の中でこういうことを今この時期に次世代を担う子供たちに培っていけるような具体的なものを、今だからこそできる施策というものを打ち出してもらいたいと思うのですが、何か新町長としての施策としてございますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 非常に難しい問題であろうと思えます。例えば、今でしたら1400年没後プロジェクトということで、本年度でありましたらそういう事業展開の中でそういう学習も当然要るだろうと思えます。

太子町の歴史を知るといことは、ふるさと意識醸成のベースになるからであります。私は、ふるさと意識の醸成というのは子供たちの学校教育の基本になる1つの要素だと思っておりますので、そういう時節に応じた適切な学習というのは令和4年度はできたのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今後、この時期だからこそできる事業というものを考案しながら、学校現場との連携の中で和の心を学ぶところにつなげていただきたいと思えます。

4番目の官民協働というこの事業というのは、非常に口では言いやすいですけどもなかなか難しいところがございます。しかし、いろいろと1400年プロジェクトも含めて民の力の活躍を取り入れていらっしゃるけれども、もっともっと各地域で、NPOを含めた太子のためにいろんな粉骨砕身されている3人、4人のグループ、またその地域でのボランティアグループ、NPOも含めた民の活動というものがたくさんあると思います。

官だけでは何もできないと思います。自分らの官の思いを酌んで、民の立場の人たちがその動きをしていただくものをつないでいくというところが大きな視点になってこようかと思いますが、NPOも含めた、そして小さいいろんなこの人たちの思いをどのようにそれをつなぎ、行政の施策として行政の考え方というものを考えていかないと、考え方を変えていかないと官民協働という事業の推進のことはできないと私は従来から考えておるのです。

そういう意味で、民の人たちがもっともっと行政に参画できる、何か新町長としての決意と方策がございましたら御答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

町長。

○町長（沖汐守彦） 私がいろんな方と、町民の方とお話しする中で、今おっしゃったような障害がある親御さんのグループ、あるいはNPO、あるいは若いお母さんのグループの方々から、私らのグループの話聞いてもらえませんか、私らのそういうグループの活動を見ていただいてそういう活動を支援していただけないかというようなお話もたくさんお伺いしました。

私は、そういう町民との双方向のコミュニケーションというのを大事にしていきたいと思っていますので、今、時間の調整がつきにくいようですが何件か電話で町長と話したいというような連絡が入っているようです。調整ができ次第、そういう方々と丁寧に双方向の話合いをしながらまちづくりの仕掛けができるのか、そういう方々の支援ができるのか、いろんな活動に町としてまた何ができるのかを検討もさせていただけたらと思っております。

いずれにしても、町民との双方向のコミュニケーションというのは公約に入れておりますので、そういう方向でさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そういった意味で、民の産み育てるという中におきまして県のほうでは参画と協働課とか、そしてNPOを含めた部局をきちっと設けて、そしてその実態をあらゆるところから把握しながらそれを結びつけていけるような体制もあろうかと思えます。

町の中で官民というものを含めた中の新たな部局というのですか、今は総務課のほうですか、企画政策課のほうでしていると思えますけれども、1つの柱となって民を育てるという意味での部局の新設をしながら、そしてその民間の人たちが、あらゆるグループがもうこの太子町内には50から100とかあらゆるところで行政の施策に基づいて、そして参画をしていただける、そしてそれをつなぐ中間のNPOのコーディネーターを含めて官と民をつなぐ役割を持ったことをしていくことも必要ではないか、ほかの市町ではやっております。

中間支援のNPOというものをつくって、それを行政と民をつなぐ役割を持ったところをしていかなければいけないと思いますが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 議員御指摘のように、官民をつなぐ窓口の設置というのは非常に重要だろうと、それは思います。ただ今、来年度に向けて社会福祉課のほうで重層的相談体制、あるいは公約にも上げております子供の支援窓口の一本化等々課題もたくさん抱えております。町として

そういう機構改革、来年度の行財政改革の中で整理もしながら審議会にもかけて整理もしたいという気は持っておりますので、またその中で検討させていただければと思います。

ただ、今必要なのは子供たちのそういう支援の一本化であったり、それから重層的な対応ということで今県のほうからも下りておりますので、そういう支援の一本化、窓口の一本化ということとをまず第一には考えたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。質問は簡潔明快にお願いします。

○森田哲夫議員 それぞれの人が民の立場で参画してもらうということになりますと、それぞれの人の求めているものも違います、したがってその辺のところをしっかりとどのようにしたら結びつけていけるか、どの部局と共に協働でそれをつないでいくかという体制というものをしっかりと行政の中で整えていただいて、1つ1つの点が線になり、1つの体制となり、我が太子町の核となる事業に進んでいただいて、それが和の精神の下、進んでいただくことを期待したいと思います。

それでは、1番の質問はこれで終わります。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

なお、清原良典議員は、体調不良のため午前中にて早退いたしました。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、2番目について御質問をさせていただきます。

子育て支援策としての病児保育事業の実施体制について。

保護者等の就労支援対策として、子供が病気等に罹患した場合、病児を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応も含めて対応できる病児保育事業、その中には病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型、送迎対応活用等の施設の太子町主体での新設が強く求められています。

子育て支援対策として、第6次太子町総合計画（令和2年3月制定分）及び第2期太子町子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月制定）では、それらの病児保育事業（病児・病後児保育の実施）の新設を太子町主体で推進していることを明記しているが、まだこれらの事業が推進できていないのが現状であります。

私は、令和元年6月議会から数回にわたり本町における実施に向けた取り組みについて質問し、当局からはできるだけ早い時期に実施する旨の答弁を得ているが、太子町主体での事業は実現されていません。

新町長就任後の子育て支援策として、この事業に対する今後の事業展開及びスケジュールについて具体的に伺います。

(1)令和元年から現在までの進捗状況及び以下の事業類型ごとにおける現状と今後の事業展開について。その中には、太子町主体のみだけではなく企業主導型保育園及び認可外保育園等も含めております。

- ①病児対応型。
- ②病後児対応型。
- ③体調不良児対応型。
- ④訪問型。
- ⑤送迎対応の活用等でございます。

(2)兵庫県下41市町での病児保育事業の取り組み状況の現状について。

(3)病児保育事業実施要綱では実施主体は市町村としているが、市町村が認めた者へ委託等することができる」と明記されております。太子町直営で実施できない場合は委託して実施するということが視野に入れているのかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、病児・病後児保育事業につきましては、本年10月7日に第2期太子町子ども・子育て支援事業計画の見直しを子ども・子育て会議に諮問させていただき、病児・病後児保育事業の現状、それから今後の方向性、それから課題、これにつきまして町ホームページにて公表させていただいております。

それでは、(1)令和元年度から現在までの現状から説明させていただきます。

令和元年11月から令和2年5月にかけて、町内の6つのこども園へ実施の打診を行ったところでしたが、保育士、看護師の確保、それから敷地や建物の整備が整わないといった理由で希望する園はございませんでした。

また、町内の8医療機関におきましては、自己負担を生じてまで実施することはできないということ、それから看護師の確保が困難、それから小児科医が対応すべきであると、そういった理由から希望する医療機関もございませんでした。

次に、現在の町内の不認可保育施設における実施状況でございますが、病後児対応型が1園、体調不良児対応型が3園でございます。

次に、町内企業主導型保育園にて令和3年4月より病後児保育が実施され、令和4年10月末現在の登録者数は33名、本年4月からの延べ利用者数は6名でございます。

また、姫路市の病児・病後児保育事業所におきまして、姫路市内の利用者数が少ないということから本年度より姫路市以外の方も利用ができるようになっておりまして、太子町の方も利用いただける環境ができております。4月からの姫路市以外の延べ利用者数は16名ということでございます。その中で、太子町内の在住の方の利用はいらっしゃらないということでございます。

次に、今後の事業展開につきましては、町内外の民間施設の利用状況等を鑑みまして検討していきたいと考えております。

続きまして、(2)県下の状況でございます。

国の子ども・子育て支援交付金を活用しまして、県下におきまして病児・病後児保育事業の実施状況でございますけれども、令和4年8月現在でございます、病児対応型が28市町、病後児対応型が15市町、体調不良児対応型が9市町でございます。

続きまして、(3)でございます、国の子ども・子育て支援交付金を活用する病児保育事業実施要綱におきまして、「実施主体は市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる」と規定されておりますけれども、町内企業主導型保育園の行う病後児保育事業、それから姫路市の施設が行う病児・病後児保育事業の利用状況等を踏まえまして、さらなるニーズがあるようございましたら、委託ではなく保健福祉会館の空き教室を利用した病後児保育の実施を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 この病児保育事業というのは、その考え方の捉え方があると思うのですが、今現在新型コロナの患者がございまして、そういう患者等も含めて病児ということを考えて活用するという点についてはどのように考えていますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 新型コロナの感染につきましては、また全く別の対応が必要になってくると考えております。保健所等の指示に基づきまして、通常の病児保育へ預けるのではなく保健所の指示に従っていただきたいと思いますと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 地域のニーズ等を含めながら今後検討していくということでございますけれども、捉え方によりましては地域のニーズというのはたくさんあると思います。病児になるという確率は、日々生活しておりますとその患者に罹患してしまうというケースがありますので、どのようにニーズを把握するかという方法についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今、糸井の民間企業主導型保育園のほうで登録制で行っているところでございまして、今現在登録が33名の方がございまして、仕事の都合等でひょっとしたら子供が病気のときも預けないといけないと思われる方々が少なくとも33名いらっしゃるということで、この登録者数がある程度把握数値として考えていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 登録者数ではなくして、そういう子供が出たときに受け入れられますよという行政側の啓発、そういう施設があるのだと、そういう制度があるということすら分からない方もたくさんいらっしゃいます。そういうことあるのだったら利用できたのにというところもたくさんあると思うのです。それは、33名の方のニーズじゃなくして、子育て支援の対策として急に病児になっても我が町はちゃんと受け入れる施設があるのですよと、行政が主体になってそれを設置しておりますと、安心してくださいということで、どのようにそれを啓発していくかという行政側の姿勢が一番大事になってくるのではないかと私は思うのです。

その辺をどのように行政として考えていらっしゃいますか、この制度自体を。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 企業主導型の病後児保育ですけれども、これにつきましては町のホームページのほうで案内させていただいておるところでございます。なかなかそこへ探しに行くのが大変かもしれませんので、定期的に広報紙等でもお知らせしていくように努めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 体調不良児型の3園というのはどこですか。具体的に。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 1つがちびっこランド太子東園、それから楓保育園、それから楓保育園奏音のめばえでございます。この3園につきましては、自園で預かっているお子様が体調不良になったときのみの対応でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そしたら、今体調不良児型のことが出ましたので、令和3年末の状況で兵庫県下で体調不良児型と病児対応型、病後児対応型の件数はわかりますか、何施設かということ。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 兵庫県におきまして兵庫県内の病児保育事業ということで一覧があるのですが、カウントはしてございまして、かなりの数が登録されておる状況を確認しております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 令和3年の分の集計はできておまして、令和4年についてはまだ今事業が実施中なのでデータはありませんが、令和3年度につきましてはホームページにも出ております。41市町ある中で病児保育事業にまだ取り組んでいないところ、これは新温泉町と我が町太子町の2つの町だけでございます。新温泉町につきましては来年度の事業計画の中で検討するということとみたいですけれども、太子町についてはその予定はないということをお伺いしております。

その中における病児対応型、令和3年度の集計でございますが、全部で62の施設が兵庫県下で病児の対応型であります。病後児は14、体調不良児型は57施設となっております。

そういう中で、私は体調不良児型というのはこれは元気で保育園に行った子供が、朝は元気でどうもなかった子供が突然調子が悪くなったときに、すぐに保護者を呼ぶのではなくその施設でその日のうちはちゃんと見れる、体調が不良になったときにそこできちんとした保育ができるということが体調不良児型の病児保育事業でございます。

この体調不良児型ということについて、あらゆる保育園で整備をするということは非常に重要なことではないかとそのように考えるのですけれども、この体調不良児型の設置の要綱について御存じですか。設置要綱の中においてそれぞれの設置要綱があるのですけれども、どういう基準を満たして申請をしているかということなのですけれども、体調不良児型につきまして、お分かりであればおっしゃってください。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 勉強不足で申し訳ございません。詳細について存じ上げていないところでございます。

保育園ごとにその対応ということになりますと、かなり医師との連携、それから看護師の雇用等、別々に独立した建屋も必要になってくるかと思っておりますので非常にハードルが高い内容であると考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 体調不良児型につきましては、医務室があれば医務室がある、もしくはなければ余裕スペースで衛生面に配慮されており対象児童の安静が確保されている場所というものが実施場所でございます。したがって、園の中のある1つの場所が別にちゃんと部屋があって、衛生的にも児童の安静が確保できるというところがあるということ、そういうことです。

ということは、病児・病後児であれば隔離された部屋が要りますし保育施設というのが要るのですけれども、保育の場所と隔離された部屋が要るわけですが、病児保育をしようとすれば、しかし、体調不良児というのはそこまで求められておりません。したがって、これは町がそういうところを体調不良児の何かあったときにすぐお母さんが来なくてももう見れるのだというこの制度を活用すれば十分にそれは設置できる可能性はあると私は思います。

職員の配置につきましては看護師等を1名以上配置すると、預かる体調不良児の人数は看護師等1名に対して2名程度とするということになっております。したがって、看護師を1人雇えばそれはそこで2名程度の体調不良児を預かることが可能でございますので、ここは保育士を何名置かなければ、それにつけなければならぬということではありません。病児・病後児はきちっとした利用の児童3名につき1名以上配置するとかという基準がありますけれども、したがって体調不良児であれば看護師等を1人配置すれば、看護師等ですから看護師ではなくてもできるわけですが、しかしその雇う費用もこの予算の中でたしか五、六百万円だったと思うのですが、看護師等の雇い上げの費用も入っております。

したがって、私が言いたいのは、そんなに大きなリスクを施設側に持たせなくても病児保育事業の中の体調不良児型であればそれぞれの施設においてそれが活用できるというように考えるの

ですけれども、いかがですか。

○議長（中島貞次） 森田議員に申し上げますが、質問は簡潔明瞭にもう少し短くお願いしたいと思えます。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 子供に対する病気のとときの対応でございますけれども、親が子供に対する思いというものは非常に強いものでございまして、いつとき報道が流れていましたが産科医の成り手が少ないといったことも子供の出産時におけます訴訟等の問題でそういう成り手が無いのだということを報道されておりましたが、この保育園での病児・病後児におきましても同様の危険性があるわけございまして、体調が急変するといったこともある中で積極的にそれを受け入れる実際の保育園や認定こども園がない状況ございまして、行政側からそれを押しつけるということは非常に問題があるというふうに考えてございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1つ例を申し上げます。芦屋市の場合は、病児対応が2施設、体調不良児は16施設であります。近くの加古川市であれば、病児対応型が1つ、病後児が1つ、体調不良児は13施設が病児保育事業の該当になっておるところであります。

したがって、病児・病後児となりますと医療機関との連携ももちろん必要ですが、体調不良児も連携ですけれども、行政側が、市町が実施主体となってこの病児保育事業を実施する価値というものは非常に高くあると思えますし、体調不良児であればできるというふうに私は思うのですけれども、その気持ちが、子育て支援として子供が急に悪くなってもそこで体調不良児を見るのですよと、見れますよということはそんなに職員の負担もかからなスペースも要らないということでございますが、その辺、今後のことを含めて新町長に、子育て支援ということもあります、今までのことはもういいです、これからそういった子供たちを受け入れる、子育て支援でやるのだということが必要だと思えますが、新町長、いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、議員御指摘のようにこの事業については非常に重要であり、そういうのを目指すべきだろうと思えます。ただ、現実の問題として今公立の保育所、保育士が足りなくて、定員が本来ならば47、40名を受け入れられるのに保育士が少なく30名しか受け入れられていないというような定員割れを起こしているような現状の中で、今御指摘のような病気の子供たちを受け入れるというのは1つ階段が上になっているように思っております。

もちろんそういう方向は目指すべきですけれども、まず保育所がきちっと保育士を雇用し、そして定員いっぱい受け入れていく、そしてそういう待機児童をなくした上で同時に並行して今おっしゃるような体調不良児対応型というのにまず取り組むべきですよという話を言われていたから、そういうのは内部で検討しながら順次検討はさせていただきたいと思えます。

ただ一方で、今御指摘のように町が主体ではなくても企業主導型保育園及び認可外保育園等への外部委託もできるようですので、またその部分についても並行して検討はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 御答弁いただきましたように、町主体の、例えば斑鳩保育所であろうとか保健福祉会館等でできなければ、できる場所に委託をすればそれは可能でございます。

国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1の費用でできるわけですから、その施設としては大体五、六百万円の予算のところが入ってくるわけです。だから、体調不良児であれば非常

にそういう面では負担もかからないし保育士の、最初に言いましたことはこれには該当になっていないわけですので非常にやりやすいと私は思うのです。

アンケートも取られていますけれども、認可外のほうも取られていますか。認可外保育所とかこども園も含めて。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 認可外保育施設のほうはアンケートを取っているとは聞いておりません。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 認可外保育施設等も含めてそこをやるというところがあれば、そこに委託をして実施をするということは十分可能でございますから、きちっと町もその要綱の中で定めているわけですから、設置をすると。私が再三聞いてまいりましたけれども、もう早急にやりますという前の部長の答弁でも、また議事録を見ていただいたら分かりますけれども前向きな形で検討してちゃんとやりますと、いついつまでにやりますとちゃんとやっていらっしゃいましたから、それがなかなか進まない原因がどこで詰まっているのかということを知りたいのです。いかがですか、どこで止まっていたのですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 町内でそういった預かれる施設が全くないときにはそういった答弁が過去にあったかもしれませんが、今現状、企業主導型保育園のほうで1園ございますのでそちらのほうの運営等も鑑みる必要もございまして、実際ニーズが増えてきて、姫路市の施設も利用者が増えてきているというような状況を確認できましたら、保健福祉会館で町事業としてやっていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 保健福祉会館で実施するということですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 現在のところ、町内医療機関、そして認定こども園等に打診したところ希望はないという現状でございますので、町が実施せざるを得ないという状況かと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 もしなければ、いつ頃をめどに設置をしていくというお考えでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 全体バランスの中で、これを最優先にするというよりは子育て施策の充実もその辺も含めて優先順位をつけながら財政的に総合的に勘案しながらまた内部協議をさせていただきます。

だから、いつまでにどうこうというのは今のところは控えさせていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それと、認可外保育施設については調査をしていないということでございますが、それは調査をして、もしそこがするということであれば進めていくというお考えはありますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 経費等もかかってきますので、状況等を把握する上でも全体アンケートを再度取りまして今後の事業を子育て施策全般的に考えていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 その辺をしっかりと、この一覧はありますけれども、どういう市町でどういうところの位置づけでやっているのか、医療機関でしていたり認可外の保育園でしていたりいろんなところで地域の状況によってしておりますから、その辺、太子町の実情に応じてひとつ、もうあと41市町の中のワーストワンになってしまわないようにしっかりと子育て支援の町長の施策の中でそれは実施をしていくというところの方向性で御検討願いたいと思いますけれども、その辺はまた今後検討していくということですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 先ほど回答させていただいたとおりでございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、病児保育事業につきましては前向きに検討いただきながら、子ども・子育ての支援としてしっかりと地に着いたところで動きを進めていただきたいと思います。それでは、3番目に移ります。

新型コロナウイルス感染症の第8波等を含めた疫病対策について。

新型コロナウイルス感染症の発生から2年10カ月余りが経過し、第8波の入り口に入ったと政府をはじめ専門家も分析しています。現在主流のB A. 5等のオミクロン株から、新たな変異株としてB Q. 1. 1（ケルベロス）及びX B B（グリフォン）の発生も報告されており、それらの新たな変異株への置き換わりによる感染力の強さ・重症化の推移が危惧されています。

また、冬期での季節性インフルエンザとの同時流行への対策も急務であり、行動制限をかけずに感染症予防対策をいかに実施するかが問われております。

また、令和4年11月13日には、たつの市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）が発生し、養鶏場で飼育されている鶏の殺処分や防疫処置が家畜伝染病予防法に基づき実施されました。

そこで、以下の防疫体制について伺います。

(1) オミクロン株に対応したワクチンの追加接種の現状について。

(2) 新たな変異株出現時における経済対策と感染対策について。

(3) 乳幼児（6カ月から4歳）の新型コロナワクチン接種、これは合計3回の接種でございます、最初の接種から3週間空けて2回目、そしてそれから8週間空けて3回目の接種となっておりますが、その状況と季節性インフルエンザのワクチンの接種体制及び今後の感染予防対策について。

(4) 子供（5歳から11歳）の新型コロナワクチン接種、これは合計2回接種しますが、最初に接種してから3週間の間隔を空けて2回目接種となりますが、その状況と季節性インフルエンザのワクチンの接種体制及び今後の感染予防対策について。

(5) 新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行時の感染予防対策と同時ワクチン接種体制について。

① 幼稚園、小学校・中学校での対策について。

② 町民（高齢者・基礎疾患患者を含む）及び乳幼児への対策について。

③ 中小企業、飲食業等での対策について。

④ 高齢者施設、保育施設での対策について。

(6) 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）発生時の行政の対応と町民への注意喚起について。

よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、(1)と(3)から(5)につきまして御答弁申し上げます。

まず、(1)オミクロン株に対応したワクチン追加接種の現状についてでございます。

本町におきましては、10月1日よりオミクロン株対応ワクチン接種を開始しております。12歳以上の初回接種完了者のうち、3回目、4回目、5回目未接種者であって、前回接種から5カ月経過した者へ接種券の送付を開始し、さらに10月21日の法改正にて接種の間隔が3カ月に短縮されたため、前倒しで接種券の送付をしているところでございます。

11月24日現在のオミクロン株対応ワクチンの接種率は12.5%でございます。首相官邸発表のオミクロン株対応ワクチン接種率が、同日付で15.5%でございます。国とほぼ同程度の数字となっております。

続きまして、(3)から(5)につきましてはまとめて答弁させていただきます。

令和4年10月に開始となった乳幼児用新型コロナワクチンでございますけれども、対象者への接種券発送を行いまして、11月8日より町内2つの医療機関で実施中でございます。

令和4年11月24日現在の数値でございます。1回目接種された方が11人、0.9%でございます。首相官邸発表の乳幼児用ワクチン接種率、1回目が0.5%と発表されております。

続きまして、令和4年3月に開始いたしました小児用、これは5歳から11歳でございますけれども、小児用ワクチンにつきましては9月に追加接種も実施されることになりまして、町内では小児科医のある2つの医療機関で実施中でございます。

初回接種完了者でございますけれども、同じく11月24日現在で302名、率にして13.0%でございます。それから、3週間空けまして追加接種を受けている方が83人でございます。国の発表では、初回接種完了者の接種率は同日11月24日現在22%となっております。

それから、季節性のインフルエンザワクチン接種でございますけれども、10月より高齢者インフルエンザに加えまして予防接種費用助成を開始しております。対象は、6カ月児から就学前の乳幼児に対して1回につきまして上限1,500円をお一人2回分助成しているところでございます。

10月の接種助成でございますけれども、315回の実績となっております。接種効果を高めるために12月中旬までの接種をお勧めしているところでございます。

それから、(5)でございますけれども、基本的に同様の感染予防対策となってまいりますので総括的に申し上げたいと思います。

今後の感染症予防対策及び同時流行時の感染症予防対策でございますけれども、引き続き小まめな手洗い、正しいマスクの着用、定期的な換気、体調管理、規則正しい生活により抵抗力を高めることに加えまして、冬にかけては空気が乾燥し気温が低くなるため、感染症予防のための保湿とか加湿等も啓発してまいります。

また、感染予防や重症化予防のための予防接種予約枠を随時、臨機応変に各医師に依頼しまして対応しておるところでございますけれども、希望者がいつでも予約できますように引き続き努めていきたいと考えております。

それから、最後になりますけれども、新型コロナと季節性インフルエンザの同時接種につきましてでございます。

これは接種医の判断となりますので、医療機関に実施の有無は委ねているところでございます。何名かの医師に尋ねましたところでは、接種者が希望すれば実施することもあるとの回答でございました。

ただ一方で、ワクチン管理、それから患者の体調管理の面で接種事故がないように注意するこ

とも必要でございますので、場合によっては同時接種を実施しないといった場合が生じるということでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、(2)新たな変異株出現時における経済対策と感染対策について答弁させていただきます。

現在、オミクロン株BA.5、欧米で感染が広がっているBQ.1.1など、ウイルスは変異を繰り返しながら依然猛威を振るっております。そのような中、BA.5対応のワクチンがほかの変異株にも効果が確認されるなど、現状においてもワクチン接種が感染対策に有用という認識の下、医療機関と緊密に連携しながら接種勧奨等に努めているところでございます。

また、国及び県からの新型コロナ関連情報が更新され次第、適時新型コロナウイルス感染症に係る住民の皆様へのメッセージを発信し、さきのワクチン接種をはじめ基本的な感染対策の重要性を周知しております。

一方、社会経済を循環させていくことも非常に重要であり、本町ではコロナ禍により影響を受けている地域経済の底上げを図るため、町内での消費を喚起する取り組みとして太子町お店応援商品券（第2弾）を実施することにより、先月下旬より住民1人当たり4,000円分の商品券の配布を開始し、来年1月より御使用いただけるよう進めているところでございます。

また、本定例会において、同時にコロナ禍等による電力、ガスなどのエネルギー高騰を受け売上高減少などの影響を受けている中小企業の事業継続や回復を支援するため、臨時交付金を有効活用し補正予算案に施策を上程させていただいております。

新型コロナ第8波に突入したとも言われる昨今、また人流が増加する年末年始を控え、インフルエンザとの同時流行も懸念されるころではございますので、引き続き対策を緩めることなく適切に情報発信を行うとともに、臨時交付金等を活用しながら事業者及び住民生活などを支援する施策を適時検討してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） (6)高病原性鳥インフルエンザ発生時の行政対応と町民への注意喚起について答弁させていただきます。

高病原性鳥インフルエンザ発生時においては、兵庫県が中心となり対策本部及び対策地方本部を設置しております。町におきましては、県から要請があった場合、職員の派遣や消毒ポイントの設置の協力を行うこととなります。

また、注意喚起についても、発信する情報にそごがないよう兵庫県から広報や風評被害の対策を行うこととなるため、必要に応じて関係機関と調整し住民の不安を払拭するよう対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

(休憩 午後1時47分)

(再開 午後1時48分)

○議長（中島貞次） 再開します。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 対応は一緒だということでございますけれども、この新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行ということがもう差し迫っております。その中で、以前とは違ってきてい

るわけです、同じ熱が出てもどっちか分からないようなこともあったり重症化する可能性もあるかもしれません。そういう中において危機管理というものを行政も含めてどう考えているのですかということを知りたかったのですけれども、何かございますか、なければもういいですけれども。答弁。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 新型コロナ及びインフルエンザにつきましてその懸念はございますが、実際流行、またその株です、変異株等も含めて国の動向も含めてそれに従っていくというのが基本姿勢であるというところでございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間がなくて、要点だけ申し上げます。

私の聞きたいのは、同時流行に対して太子町では同時接種をすると、その体制で行くのだという1つの大きな方向性を、各市町ではやっていないことの提案をしていけば接種率も上がりますし、その有効性は厚労省も認めていますので接種体制をすればできると私は思うのです。その辺はいかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 厚労省のホームページにおきましては、オミクロン対応株ワクチンと同時に接種できるのはこのインフルエンザワクチンのみでございまして、ほかのワクチンは全てオミクロン株対応ワクチンを打った前後2週間は空けてくださいということになってございまして、国民に対して分かりやすい説明がないような状況で厚生労働省も発表されておりました、民間調査機関がアンケートを1,000人を対象に10月末から11月1日にかけて1,000人についてアンケートを取った結果が出ておるのですけれども、同時接種について不安だという方が61.3%でございまして、なぜこのオミクロン株対応ワクチンとインフルエンザのワクチンだけが同時でいいのだというところで国民も不安を感じている状況でございまして、どうしても同時接種したいと申出のある方につきましては、また主治医の先生の判断も相まって最終的には同時接種に至るものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私は、このほかのワクチンのことを言っているわけではありませぬので、新型コロナと季節性インフルエンザの同時接種ということのみに焦点を絞って質問させていただいております。だから、ほかのワクチンだったら間隔を空けるというのはそれは当然のことなので、そこは求めておりませぬ。

1つだけ町長にお聞きしておきます。

公約で中3、高3の進路選択時期においてインフルエンザ予防接種の推奨をするために万全の受験体制を取るといって公約に上げていらっしゃると思います、私も非常に賛成でございます。それをするのだったらもう今の時期しかありません、今年。もう11月から接種ですから、始まっていますから、早い人は10月からですけれども。今のこの時期にするのだったらもう早くそれを周知するという必要であると私は思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私の30のお約束の中に確かに今インフルエンザの予防接種が就学前、それから65歳以上の高齢者、60歳以上の基礎疾患のある方という形で対象がある程度限られております。

子供たち、今年はそういう流行というのも懸念されたので、中3、高3のワクチンの接種拡大を考えたのですが、現実には私が選挙が終わりましたのが11月の半ば、そして予算要求等々で現実対応として予算措置の問題、それから接種券を事前に配布したり、それからお医者さんに先に行ってもらったら後からそのお金をやり取りしていくとかいろんな問題がありまして現実的には今年には間に合わなかったと、現状には難しいというふうに今考えております。

ただ、中3、高3の子供たちにとってそういう施策については今後十分に必要だろうと思っておりますので、今後の予算措置はしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今の時期になりますともう予算のことあると思いますが、後から償還払いで返すとか何らかの形で新型コロナとの同時接種という位置づけで、季節性のインフルエンザだけじゃなくして、そしたら接種率も上がると私は思うのです。

したがって、私は行政として、太子町としてこのワクチンの早期接種の体制を進めるということも書いていらっしゃると思いますので、この部分でワクチンの早期接種に万全を期すということも公約の中で上がっていますから、同時接種というものを軸に我が町ではそれを推奨してやるのだと、するしないは本人の勝手です、主治医と相談したらいいと思います、しかしこの大変などちらも流行する時代において我が町はそれで1つの方針を出すのだということも政治の中で1つの大きなインパクトじゃないかと私は思うのです。それができるのは今しかありません、この時期しかない。

その辺の決断というのですか、もう予算的なあれやから流すというのじゃなくして、私はそれを前に出して施策として、そして中3、高3だけじゃなくしてほかの人たちも含めてそういうを方針というものをしてはどうかと思うのですが、その辺のお考えはどうかですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今年からやりたいと思っておったのですけれども、そういう具体的な作業、具体的な周知、そしてその後の対応等々を考えたときに現実的には非常に厳しい状況があるということを担当部署とも話し合いをしております。できたらその話はやりたかったのですけれども、そういう現実的な対応の中で難しかったということで御理解いただければ幸いです。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 中3と高3は難しかったということでございますが、ほかに今助成をしている乳幼児であろうとか高齢者も含めて季節性インフルエンザの助成の今対象になっているところもありますし、助成がなかったとしても医療機関とだけ調整をしておけば、コールセンターと、同時に受けられますよというふうなメッセージというのを町民に出すことは可能だと思うのです、いかがですか。

○議長（中島貞次） 今、議論が平行線になりつつありますので、よろしくお願いします。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 先ほども部長が申しましたように、新型コロナとインフルエンザの同時接種については接種医の判断というものが非常に重要になります。そうしますと、医師の中には危惧される方もいらっしゃる、そうすると医師会との協定というか共同でやっていくという中で、医師会としては太子町が勝手にそんな同時接種の宣言なんていうことをするということが自体危険性が高いものですから、そこら辺を考慮しますとそれは難しいのかなというふうな認識でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 時間もあれなのでもう終わりにしますけれども、なかなか時間の制約とか調整とかいろんな形はありますけれども、しかしその時々適切な対応を調整しながら打っていくということも行政の施策として必要ではないかと、また新町長になられて新たな対策の軸として今町民が困っている、どうしたらよいのか分からない中において、強制じゃなくしてこういう方法もあるということも含めて話題提供をしながら町民の皆さんと、また医師会の皆さんともまさしく和の心をもって調和を図っていくような、今ここでその動きをしていただかないと、もう時間が過ぎてしまったら、もう今でも遅いぐらいなので、その辺の最後の意志を含めて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 同時接種ということは、そういう医学的にある意味命に関わる決断というのですか、同時接種をすることの安全性、あるいは同時接種をすることでの危険性、そういういろんな統計なりそういう部分が、医学的なそういう部分がまだ私どもはそういう認識も持っておりませんし、今おっしゃるように、担当のほうからも答弁しておりますように、最終的には主治医の判断だと言いながらも町がそれを越して医師会との連携や医師会とのそういう話し合いもなく同時接種に踏み切るとするのは非常に危険な要素を含んでいるように私は今の段階では認識しております。

だから、その大本は命に関わるという事案を判断するには非常に判断材料が不足しているというのが実態なので、そういう判断をさせていただいているところであります。

だから、町としての結論は、担当部長、副町長が申し上げたとおりでございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 本当に大変な状況が、同時流行というところのみならず新たな変異種のところがまた強毒性がありますと新たな対策を打っていかなければいけない状況になろうかと思えます。国、県だけじゃなくして地元でできること、太子町でしかできない感染対策ということもあろうかと思えますので、今後、まさしく和の精神の下、お互いが心をつないで話し合いながら町民のための施策が進んでいくことをお願いいたしまして、終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議席番号8番上山隆弘、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、このたびの不信任を受けた町長選挙におきまして、短い時間にもかかわらず沖汐新町長が当選されたことは、我々議会といたしましても一人の議員としても不信任議決を上げ対応した結果から、大きく町長の活躍を期待するところであります。

また、職員組合が推薦をしておったという状況の中から大きな期待を背負ってのこれからの町長の活躍にも皆が期待するところであらうと願っております。

そういった意味で、今後の町長としての取り組みには期待するところではありますが、選挙を通じて主張された内容について質問をさせていただきます。

まず、大きく1番、子供たちの瞳輝く未来をつくるということではありますが、どのような町になれば子供たちの瞳が輝く未来につながるのか、その思いを確認いたします。

2、30のお約束について問います。

①個々のお約束についてですが、どのような順序で取り組み、どの程度の期間で達成できるという目標を立て、お考えになっているのか確認いたします。

②町長の給与カット、あるいは退職金の削減はどのような理由で行うのか説明をいただきたい

と思います。

③子供たちへの具体的な施策について、強調されていた高校生までの医療費の無償化、給食費の無償化、また一部補助についてはどのような目的で掲げているのか。また、財源に対する考えの説明を求めます。

④待機児童ゼロに対する考え方として、町外の保育施設を希望して通われている方々、そこはよしとしても、そうでなく町外に通われている方々についてどうお考えになるのか。また、そういう意味で太子町としての町内完結保育体制をどう目指すのか説明を求めます。

また、ここでは認定こども園などには触れておられませんが、社会福祉法人以外の団体が認定こども園を目指すといったような場合、対応についてはどのように考え、進めるのか、説明を求めます。

⑤給食費の無償化、一部補助について、給食本来の目的を町長としてはどのように解釈しているのか説明を求めます。

⑥公共用地の跡地利用について、町長としてプランがあるなら説明を求めます。

あわせて、老朽化する公共施設の維持管理を含め、現状についてはどのように解釈しているのか説明を求めます。

⑦高齢者に対する施策についてですが、高齢者の方々に対する足、タクシーであったり公共の交通の部分については少し上げておられますが、選挙を通じても高齢者についての施策がもう少し少ないのかというような声を受けておられると思います。ここには記せない部分があり、何か考えとして持っておられる部分があるようでしたら説明をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 子どもたちの瞳輝く町ということで、先ほど吉田議員の御質問にもお答えしましたように子どもたちの瞳が輝く太子町の具体的なイメージにつきましても、太子町は聖徳太子ゆかりの町ですので和のまちの創造であろうと考えております。具体的なイメージにつきましても、先ほど申し上げましたように全ての町民の和、新旧住民の和、4小学校区、そういう4地区の和、あるいは調整区域、市街化区域のバランス、あるいは農業・商業・工業・企業などのバランス等々地域の実態を踏まえたバランスが取れた太子町を目指していきたいと考えております。

また一方で、子育て環境の充実のために待機児童ゼロとか子供の医療費・給食費の無償化などもお約束に上げております。こういう子育て環境の充実も、結果としては子どもたちの瞳が輝く未来をつくることにつながるものと考えております。

大きく2点目であります。30のお約束について、まず1番、就任しましてから各所属より現在の課題、懸案事項についてヒアリングを行いまして、公約の実現だけでなく既存事業の優先順位なども含めて協議をさせていただきました。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、就任1年目は子育て支援に重点的には取り組んでいきたいと考えております。

また、その他の施策についても4年計画の中で国、県との調整、あるいは地元自治会等との協議、時間を要するものも複数ございますが、持続可能なまちづくりに向けスクラップ・アンド・ビルドをしっかりと行いながら集中と選択によるメリ張りの利いた予算編成を行い、一步一步着実に政策を前進させていきたいと考えております。

なお、公約の実現に係る取り組み順などにつきましては、補助金や交付金、有利な起債などとの兼ね合いも考慮しつつ、関係部署と予算査定の場を通じて今後調整をしていく予定でございます。

2番目、特に給与カット等の理由ですけれども、先ほども何度も答弁で申し上げましたように政策実現のためには大きな財源が必要となっておりまして、来年度、行財政改革の委員会を立ち上げてまして事業の全面的見直しを図る中で、まず自らが身を切る改革を行い、そういう姿勢を示すということで給料の15%のカットを5%上積みしまして全体として給料の20%カット、そしてそれに伴う退職金の削減を公約で掲げさせていただいたものでございます。

なお、当該改正条例案につきましては、本定例会の最終日に上程させていただく予定でございます。

大きな3番、医療費の関係であります。少子化対策の1つの柱として子育て環境の充実が必要であると考えています。その1つの施策として、医療費や給食費の無償化を上げております。

まず、医療費の高校生への拡充についてであります。令和4年度、本年度、県下の状況を上げてみますと、通院・入院ともに無料の市町は16市町、そのうち13市町は所得制限なし、3市町は所得制限あり、入院のみの無料の市町は12市町、所得制限なしが6市町、所得制限ありが6市町であります。現在、未実施の市町は太子町を含めまして13市町となっております。

それぞれ市町の状況によって対応は様々ですけれども、当町も財政状況を鑑みながら有効な方法を十分研究して早期に実現していきたいと考えております。

続いて、給食費の無償化についてであります。給食費の無償化につきましては、私が教育長のときに試算で約1億8,000万円、しかもあれから電気代をはじめ諸物価の高騰を踏まえると約2億円近いお金が恒久的な財源として必要となってくることが予想されております。そのため、令和5年度の予算編成に当たっては、町全体の財政状況を勘案し、関係課とも十分協議しながら検討を進めたいと考えております。

また、給食は単に空腹を満たすだけではなく、食事のマナーや栄養指導等を含めた学校における重要な食育の場ともなっております。

また、命あるものに対する感謝や畏敬の気持ち、給食を作ってくださった人々に対する感謝の気持ちなどを育む場でもあります。さらに、給食食材の地産地消の推進は、本町における農業の振興、自給率の向上にも大きく寄与しているものと考えております。

また、このような取り組みは地元の生産者の顔が見える、つまりふるさとへの愛着を育むふるさと意識の醸成にもつながる取り組みであろうと考えております。

続いて、30のお約束の待機児童ゼロについてであります。令和4年11月現在、町外の保育園へ委託をお願いしている児童数は109名であります。令和4年1月に町外委託している91名の保護者の方を対象にアンケート調査を行ったところ、68%に当たる62名の方から回答をいただいております。令和5年度も引き続き町外の保育園へ申請をされる予定98%、仮に町内に認可施設が設置された場合はという設問に対しましては、引き続き町外の保育園へ申請する予定が73%、町内へ申請される予定の方が6%、分からないが7%、100%にはなっておりませんが、おおむね引き続き町外の保育園を継続されるというような傾向が強い状況があります。

また、町内の不認可保育園が11月1日に一般社団法人を設立しまして、令和5年1月を目途に保育園事業を個人事業から法人事業に移管し、令和8年4月の認可保育園の開園を目指して準備を進めておられる状況であります。町としても、県、国への補助金申請等々、支援はしてまいりたいと考えております。

なお、町立保育所、幼稚園だけでは町内に居住している全ての子供たちを受け入れることは困難であります。そのため、町内の認定こども園や企業主導型保育園など全ての事業関係者との連携・協力は不可欠なものと考えております。

また、就学前教育及び受入れ体制など町としての基本方針を令和5年度に検討し、今後の在り

方を整備する予定としております。これも公約に載せておるとおりであります。

続いて、公共施設の跡地利用については、現在のところ公共施設の跡地としては旧庁舎、中央公民館、児童館、給食センターなどがあります。しかし、安全対策等々のため建物の解体が必要となっております。

一方で、既存施設の建物や設備の老朽化対策も進めなければならない状況で、いずれも相当の費用を要するため、事業費の平準化や財源確保が大きな課題となっております。

将来的に、施設の在り方は公共施設等総合管理計画、あるいは個別の施設計画に沿って施設の維持管理や整備・統廃合などを進める方針としておりますが、現状では教育・福祉・文化施設などの既存施設の老朽化対策を優先して取り組んできた経過があります。

跡地につきましては、新たな用地取得や施設整備を抑制しつつ、暫定的な利用の中で有効活用を図る所存であります。

今後の人口動態や社会情勢の変化に応じた施設の規模や機能の維持、見直しにより、柔軟に対応していかなければならないと考えています。いずれにしても、大きな課題であると認識はしております。

最後に、高齢者についてであります。議員御指摘のように、高齢者に対する施策につきましては、現在やすらぎタクシー助成券を独り暮らしで車を所有していない高齢者を対象に500円券30枚、1万5,000円を助成しておるところであります。交付世帯数は平成30年は561世帯でしたが、年々増加し、令和3年度実績で672世帯と増加傾向にあります。

しかし、利用実績を見てみると、全く使われていない世帯が令和2年度19.7%、令和3年度17.6%、逆に30枚全て使われた世帯の割合は令和2年度20%、令和3年度21.7%という状況であります。

一方で、息子や娘が車を所有しているが、仕事に出かけていって昼間は車が利用できない独り暮らしの高齢者からはタクシー助成券を望む声をたくさん聞いております。このタクシー助成券が本当に必要としている高齢者に届いているのか、利用者等にアンケートなども含めて再検討をする必要があると現在考えております。

今後、広域的なコミュニティバスやデマンドタクシーなど公的交通手段の導入との兼ね合いを含めて交付要件の見直しも検討していくこととしております。

ほかの施策につきましては、住民の皆さんからの御要望を拝聴した中で、財政的な面からも可能であるかどうかを十分に見定めた上で判断し、必要な施策を進めていきたいと考えております。

以上であります。

**○議長（中島貞次）** 上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** 町長がおっしゃられる子どもたちの瞳が輝く未来、和ということを大変強調されました。確かにそのコミュニケーションを確立するということは、前町長を批判する意味ではございませんが太子町がなくしてしまった部分、多く前町長はつくってしまったものと思われま。教育委員会との関係についてもそうでした。そういった意味で和を前に出される町長の姿勢からコミュニケーションを重視されているのだということ解釈いたしますが、今後また人事案件も出てくるようですが、教育長職務代理者、新たな町長とはコミュニケーションというのは順調に進んでおるのでしょうか。

**○議長（中島貞次）** 教育長職務代理者。

**○教育長職務代理者（福田秀樹）** その辺、教育委員会の独立性とかそういうのを尊重していただきながら配慮していただいております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 1つには安心をするところでございます。コミュニケーションが欠落していた町政では我々議会としては判断できかねる状況というのが多々ありました。今後、そういった議案が出ないことを期待しておるところでもありますし、まずは職員間、なくしたものを戻していくための議案もこのたび上がっておるように見受けております、そのあたりの姿勢にも早速取り組んでおられるところから、まずのスタートとしては評価をさせていただきたいというふうに考えます。

30のお約束については、吉田議員、あるいはほかの議員からの答弁でもお答えになっておりましたが、実際にどれを確立するにおいても課題がある、またそれを進めていくにおいてもいろいろと検証しなくてはいけない内容もある、また住民のニーズも多様化する中で、それを町政が押し切っていくような形というのはなかなか難しい視点もあろうかと思えます。

そういった意味からいうとコミュニケーションが欠かせなくなってきた、町が求めるべきものはそういったニーズに応える柔軟な姿勢で行政の運営を対応していくことではないかというふうに考えますが、その政策を実施していくに当たって町長もそのように考えられませんか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 議員御指摘のように、これだけ課題が複雑化・多様化する中、あるいは社会の変化が非常に大きな中で、しっかりとした信念というのも大事だけれども、議員御指摘のような柔軟性、そして十分な話し合いというのは必要不可欠であると考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その中で今回報酬のカットも上げられているということで、自分が取り組んでいこうという姿勢を示されている部分もあろうかと思うのですが、選挙のためにだけ報酬をカットしたと言われぬように、しっかり仕事さえてくだされば報酬をカットする必要は私はないのではないかなと思うところもございます。

しかしながら、そのカットした分の積み重ね、1カ月、1カ月と積み重ねていく中で、4年間ある中ではそれなりのお金になってこようかと思いますが、そのカットした分をどう生かそうかというようなことはお考えですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 申し訳ありません、そこまでは考えておりませんが、まずは今後、例えば下水道料金の値上げも今上程もさせていただいております、今後ゆくゆくはほかの施策についても所得制限を設けなければならないという状況もあるかもしれません。

いずれにしても、まず自分の身を切る改革ということで姿勢を示すということが大事だということではございました。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その思いを受け止めて、またほかへの取り組み、あるいは30のお約束、あるいは前町長が行ってきた施策について、先ほど保育所も公立保育園で人が足りていない現状があるといった課題の見だし等も必要になってくるでしょうし、その取った施策によって課題、問題になっておる部分もあるのではないかというふうに感じますが、そのあたりは何かもう見えたような答えはありますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 待機児童の問題で言えば、現在、私立の保育園もそうなのですが定員が本来例えば100人入れるところに80人しか今定員を入れていない、理由は保育士さんが不足しているからと。だから、そこに全員、保育士を完全に配置すればそれだけの定員をいっぱい入

れられるのですから、そういう何か矛盾をしたような対応になっておりますので、まず保育士をきちっと確保すると、そして定員をきちっと埋めると、その中で待機児童は自然に解消していくものだろうと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 30のお約束と同時に、町自体が抱えておる課題、問題点もしっかりと押さえながら進めていただきたいなというふうに思うわけですが、その中で給食費の無償化、一部補助についてですが、当然昔のように主食が食べられないというような事情で、アメリカの事情もありましたけれども給食というものができているわけじゃなくて、学校給食法の中では目的として大きく4つの目的が掲げられております。その中には、今町長が説明をされたような学びの部分であったり正しい習慣を養うことであったり健康増進を図ること、そういったようなことが掲げられておるわけですが、その目的を達成するためには給食センターの在り方自身も過去の町長にも問いましたが、子供たちがそういった部分を学べる、見学をできるルートもないわけであります。

その中で、物価の高騰により給食に関わる費用が上がっていく、また米の炊飯を全て委託にしまった、そういったことも過去の要因としてあるでしょうし、今後給食における学校現場で関わる給食についてはそれなりの考え方を持って進めていかなくてはいけないのではないかなと思います。町長はそのあたりに何かお考えがございますでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今申し上げましたように、学校給食はただ単に食べる、空腹を満たすだけでなく様々な要因を持っております。そういう部分はきちりと学校教育で押さえるべきところは押さえながら、あるいは実際に保護者も給食センターへ来ていただいて、現在給食センターの見学はできませんがビデオに撮ってそういう見学ができるような、中の概要が分かるようなビデオを作成し、そして今そういう部分も用意しております。試食も実際できるようになっております。ただ、今新型コロナの関係でそういう申込み等は停止をしておりますけれども、今後、給食センターの今議員御指摘のような部分を十分踏まえながら充実はさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 学校給食法には、基本的には第6条に学校給食費です、これについては児童または生徒のある一定の保護者は支払いをするということが決まっておるわけですが、当然全国的にも少子化対策であったり今町長が答弁されたような内容から給食費を無償化にしたり一部補助しているような考え方は確かにありますが、基本的には給食については保護者が見るべき考えというのも結構根強いのではないかなというふうに思いますが、それを越えてまで補助、あるいは一部補助、あるいは無償化に向けて取り組むというのはそれなりの覚悟を持っておられるのかなと思います。そのあたりの考えについて説明いただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、議員御指摘のとおり、給食費、ある意味衣食住は保護者、親の義務であります。今、太子町で保護児童ということで全ての給食が無償となっている家庭、今1名です。準要保護、教育委員会がその上に乗せている子供が例年200人ほどいます。ということは、200人以外の子供は本来保護者が経済的な理由は別としても義務としてしたらいいのだろうと思っております。

しかし、今これだけいろいろな状況、働き方改革だとか家の状況、独り親家庭が増えている、

あるいは子供が家で1人で留守番をしている等々いろんな状況の中で、課題が山積する中でこういう食べるということを昼に保障していくことも1つの重要な施策ではないかなと思っております。

一方で、昼しか食べられない子供もいるのも事実です。朝、親が御飯をしてくれない、夜に帰ってもしてくれない、残念ながらそういう厳しい家庭の子供もいますので、この問題についてはいろんな視点から充実はしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 単純に一部補助であったり無償化というふうにつなげている答えではないということが分かっただけでありがたいなというふうの確認をしました。

ただ、今説明されたように給食を通じて必要な伝えるべきことは何なのか、また現状の状況、先ほども個別の多様化するニーズ、あるいは多様化する生活スタイルの中で給食が担う役割というのは本当の意味での地産地消も踏まえ、農業とのつながり、そういったことをしっかりと中途半端にならずに進めていただけることが望まれるのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりも期待したいというふうに思っております。

あと、保育園のほうですけれども、町外と町内の形、先ほどアンケートを取られた数値を説明いただきましたけれども、実際に一回出てしまっただけで通ってしまうとそこでアンケートを取っても場所が替わるとということに対してはそんなに答えは変わらない答えが多いのじゃないかなと思うのですが、事前に町内で通いたいと思っている方が町外に行ってしまう現状はないのかどうかという部分も少し調査をしていただきたいと思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私も今回いろんな町民の方とお話しする中で、太子町に税金を払っているのに太子町の保育園、そういう施設に入れないのは非常に憤りを持ってますと。この太子町で税金を納めているのだから何とか太子町で見てくれるというのですか、優先的に何とか確保してくれないかというのは数件聞いています、間違いなくそういう意見もあるのも事実であります。

また一方で、町外へ入れておられる方も、仕事の関係で例えば太子町から新宮町へ通われるときに途中のたつの市で子供を預けて行かれる、その方が事実、新宮町から太子町へ勤務場所が変わられたら太子町へその子供を預ける場所が変わっています。だから、勤務場所にもよるのだらうと思いますが、町内の子供たちが何とか町内で希望すれば入れるというような状況、これから就学前のそういう教育の方針、あるいは受入れ体制なども委員会を立ち上げて関係者を集めましてしますので、この1年をかけてそういう問題も何とか相互に研究はしてまいりたいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほど森田議員からの質問でもありましたが、公立だけではなくて町内に存在するそういった施設の連携はという言葉も出ておりましたし、令和5年には基本方針を掲げるという方向の中でそういった課題、あるいは問題にされている方がいるということを頭に置いていただいた上で全体的な施策を展開していただけるとありがたいなというふうにも考えますし、実際に子供たちが増えていくということは税収アップにつながることもなるかもしれません。

ただ、先ほどの答弁の中でも公共施設の質問をさせていただく中で私も町長も理解されているとは思いますが、ほとんどの施設が老朽化していつている状況がある、あるいは現状でも施設としての存在、機能を果たし切れていない施設もあるのではないかなというふうに考えております。そういった意味では、きちっとそのあたりの計画を立てた上で誰が利用しどう生かすのかと

いうことが大切ではないかなというふうに考えますが、これからの公共施設の在り方としては今までのような考え方だけではなくて、公民館を使うという言葉も入っておりますが、そこも柔軟な姿勢が必要ではないかなと。

ボランティア団体によっては、保健福祉会館が使えなくなってほかの施設になると有料になってしまうというようなことで困っておられる団体もあります。そういったことも頭に置いて進めていくべきではないかなと思いますが、町民がいいことをしようとするときに活躍できる場所がないというのはいかがなものかなと思いますが、これは高齢者に対しての施策についてあまり多く上げていないがといった部分につながるころもありまして、お元気な高齢者の方々は自分たちが活躍する場所を探しておられます、そういった声にも耳を傾けていただき、活動される方の声にも耳を傾けていただき、公共施設の在り方の活用につなげていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 確かに私も高齢者の方とたくさんお話し合いをしましたが、コロナ禍の中で今まで集団でいるんな話し合ったり何か習い事をしておられたけれども家で閉じ籠もって孤立化したと、新型コロナが一定の落ち着きを見せる中でその活動を始めるにもその始める場所がないと、町として太子山にそういう場所があったけれどもそれもなくなってしまったと、ゲートボールやグランドゴルフをしようにも一定の場所はあるけれどもない地域もあると。要は集まって少し何かをしようかと思ったときにする場所がなかなか見つからないというような声もたくさん聞いております。

今、御指摘のようにボランティアの方が何か使う場合、あるいは今回、私の公約にも子供たちの学習スペース、学習の場の保障、あるいはその指導にボランティアの活用等々も考えていかなければならないと思っておりますので、今後、柔軟な、そして地域の住民主体の活動ができるようまた検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 あと、高齢者の足の問題ですけれども、データとして分析したものは確認ができました。それがどのような理由でそうっておるのかというところが大切ではないかなと思いますが、確かに高齢化が進んでいくのは間違いない話で、なかなか歩くことが困難な方、あるいは耳が遠くて外へ出るのが怖い方等もあられますので、そのあたりも道の整備も含めて、太子町みたいなコンパクトな町では総合的にそれこそ和をもって進めていかななくてはいけないのではないかなというふうに思うところがございます。

そういった意味では、何もかも行政がするという事は難しいかもしれませんが、地域を担う方たちの力をうまく活用していくということが必要ではないかなというふうに思えますし、町長が上げられたこの30のお約束の実現のためにはその力が欠かせないのではないかなというふうに解釈しますが、地域の担い手、あるいは老人会もそうかもしれませんしPTAもそうかもしれません、そういった団体に対しての働きかけ、あるいは考え方は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 地域のそういう担い手といたら、今すぐに浮かぶのはまちづくり協議会等の、あるいは一定の若者から高齢者までのグループが自分たちの地域をよくしよう、あるいはそういう人づくりに貢献しよう、あるいは田中地区でしたら屋台とかそういうお祭りを通じたそういう関係の中で伝統文化が続いて人づくりが広がり、核としながらいろんな取り組みが行われているというように聞いております。だから、そういうものを行政が支援をしていく、あるいは

行政が仕掛けをつくっていく等は今後、双方向の話し合いの中で必要かと思っております。

今後、地域へ自治会単位でまちづくり協議会がつくられるように聞いております。それは調整区域の問題も絡めて聞いておりますので、その辺は地域の実態を踏まえながら適切に、そして柔軟に対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 確かにまちづくり協議会があつて機能をしておられるところもあります。ただ、まちづくり協議会がなくてもしっかりとした自治会があれば、なかなか思うような形で事業もできていない自治会もあるようには聞いておりますし、それぞれ自治会単位で抱えている問題は違います。

今、町長の答弁を聞いておりますと、選挙を通じて短い期間ではありましたが相当たくさんの方々と接点を持って会話をされたように感じますので、その経験を、あるいはその声を忘れずに政策の運営に当たっていただきたいなと思ひますし、実際に掲げられていることも防災無線の見直し、あるいは雨水幹線も止まっておるような工事もあります、消防団の処遇改善は当然全国的な流れを見ると必要なことでもありますし、跡地利用についても生活道路についても問題は山積みでしょうし、たくさんの職員が辞めていかれた部分の空白の部分で町長が職員一丸となって進めていくというのはなかなか大変なところもあるかと思ひますが、我々も協力をする中で何とか町政運営の発展につなげたいと思ひております。

そういった意味では、議会との和も大切にいただきながら政策提言も進めていきたいところでもあります。

同時に、税収を上げていく、吉田議員からの質問もありましたが少し太子町のそういう調整区域も見直せるような画期的な法案が経産省では通っております、地域未来投資促進法というのがありますので、ここではもう多く語りませんけれども、県等を通じながらこれは調整区域でも事業が進められるというような形を整えることが自治体として動きが取れますので、少し部長も研究していただいてそういった国が取り組む新しい施策に目を向けていただきながら行政能力の向上を進めていただきたいし、先般あつたような入札のミスというのはできるだけもう聞きたくないなというふうにも思ひておるところですので、そういった意味でまだぎくしゃくした問題が出てこようかと思ひますが、沖汐町政を支えながら太子町のために引き続き発言は進めていきたいと思ひますので、子どもたちの瞳輝く未来を期待しております。

引き続き、厳しい指摘もさせていただきますが、一緒になつての町政運営に期待していききたいと思ひております。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時41分）

（再開 午後 2 時55分）

○議長（中島貞次） 再開します。

次、松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 2番松浦崇志でございます。

「行政と議会は車の両輪、お互いに連携、協力する団体ではない。議会は議会として質の高い討議をしてほしい、町をよくしようという願ひは一緒だ」。当選翌日の神戸新聞でこのように沖汐町長は答えられております。まさに私もその言葉と同じ気持ちでこの場に立っております。これから先は沖汐町長をはじめとする行政当局の皆さんとは、ぜひ血の通つた言葉でかんかんがく

がくの議論が行えることを期待しております。

それでは、通告に従いまして一般質問を進めてまいりたいというふうに思います。

1、消防団の報酬見直しについて。

日頃から住民の安心・安全を守るため、地域における消防・防災のリーダーとして活動されている消防団の皆様には敬意と感謝の意を表します。

消防団の活動は、火災の消火活動のみならず、近年全国的に多発する水害や今後発生が予測される南海トラフ地震など災害に対する地域防災の要として非常に重要な役割を担っています。

一方で、日本国内においても団員数の大幅な減少や新たな団員の確保は大きな課題として捉えられています。最近では、行政当局の消防団に対する敬意を欠く対応により、茨城県内のある消防団で団員22名が一斉に退団するというショッキングなニュースが報じられました。当町においてそのような事案が発生しないためにも、今以上に連携を強化していただきたいと思います。

さらに、今後も消防団の組織力を維持強化していくためにも、消防団員の処遇改善を行う必要があると思います。

令和3年4月13日付消防庁長官通知では、消防団員の年額報酬の基準策定や出動報酬の創設が盛り込まれており、消防団員の処遇の改善等について積極的な取り組みを行うよう求められています。

そこで、消防団員の報酬についての当局の見解を伺います。

1、現在の消防団の加入状況は。

2、現在の太子町の団員報酬額、出動報酬額はいくらか。近隣市町と比較してどうか。

3、消防団員報酬に係る交付税措置額の現状は。今後、当町が団員報酬を増額した場合、交付税措置額も変化するのか。

4、今後の消防団員の勧誘方策は。

以上です。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答え申し上げます。

まず、(1)現在の消防団の加入状況でございます。

令和4年11月22日現在でございますけれども、一般団員の定数が427人に対しまして398名、それから機能別消防団員の定数30人に対しまして23人、合わせまして合計で421人の加入となっております。

全国におきましては、30年前と比べますと約20%の消防団員が減少しているということございまして、太子町におきましては約8%の減少でございます。平成3年に454名の消防団員がおりまして、令和3年4月1日では419人ということで8%の減少でございます。比較的若年人口の多い本町におきましては全国ほどの減少ではございませんが、今後の急激な少子・高齢化の進展によりまして団員数の減少が懸念されているところでございます。

続きまして、(2)報酬の額でございます。

階級によりまして年額報酬が異なるわけでございますけれども、最も高い団長で年額12万3,000円、副団長で9万円、分団長で2万2,000円、副分団長で1万1,000円、班長と団員は同額でございます。機能別団員が5,000円。これによりまして、令和3年度の報酬支払い総額は、全ての階級を合わせまして508万4,000円という決算額でございます。

また、出動報酬につきましてですけれども、太子町におきましては制度化をしておりません。ただし、各分団へ支給します運営交付金、この中で分団員の出動回数に基づく加算制度を設けておりまして、訓練とか災害時の出動1回当たり1,000円を加算して分団に交付しているところで

ございます。

続きまして、近隣市町との比較でございます。

中播磨・西播磨5市6町の管内で一番人数の多い団員階級で比較いたしますと、太子町は年額1万円、宍粟市、市川町、福崎町、神河町、佐用町、上郡町と並んでおりまして最も低い額となっております。たつの市と赤穂市が1万5,000円、相生市が1万8,000円、姫路市が最も高く3万6,500円でございます。兵庫県下41市町で比較いたしましても、太子町の団員階級報酬額は最も低い1万円ということでございます。

続きまして、消防団報酬に係る交付税措置額でございます。

令和3年度までは、普通交付税におきまして人口規模に応じて決まる標準団員数を基礎に交付税措置額が決定されておりました。太子町の場合ですと、人口規模に応じて算出された標準団員数の204人、これを基礎としまして報酬分、それから被服費等分、服とかの費用でございます、合わせまして1,185万円が措置されておりました。

それが令和4年度から算出方法が変わりまして、太子町が実際に団員階級に支払った報酬総額を消防庁長官通知が求める報酬額3万6,500円で割りまして計算される標準額支払い団員数に基づいて計算されることになりました。この計算方式ですと、太子町の団員階級報酬額が3万6,500円よりも少ない1万円であるために交付税措置額が減少することになります。激変緩和措置があるのですけれども、令和4年度の措置額は1,066万円に減少しております。3年度が1,185万円、4年度が1,066万円ということで、今後毎年120万円程度減額され、令和8年度以降は約590万円になる見込みでございます。

当町が団員報酬を増額した場合でございます。標準額支払い団員数が増えることから交付税措置額が増加することになります。仮に団員総数を現状のままとしまして、団員階級の報酬額を消防庁が求めます3万6,500円に改定した場合、普通交付税措置額は報酬分、それから被服費等を合わせまして1,430万円が措置される見込みでございます。

(4)今後の消防団員の勧誘方策でございます。

全国的にも消防団員数が減少しておる中、本町としましては例年実施しております自治会を通じた勧誘に加えまして、太子町商工会を通じ昼間に町内で活動されている自営業者の方への勧誘、また常備消防を退職された方への勧誘など、新たな勧誘を進めてまいります。

また、消防庁などが作成しておりますポスターとかチラシ、こちらのほうも積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 本来であれば9月定例会でこの同じ内容で一般質問をしようと思っていたのですが、ただ体調不良で欠席したということがありまして今回になりました。

一般質問に出られなかったのが9月の決算委員会の際にこの件について少し触れております、私が質疑させていただいております。その時点では担当課としては認識はしているものの議論が進んでいないというような答弁がありまして、その後、この議論というのは少しは進んだということなののでしょうか、それともまだ全然手がついてない状態、いかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 担当課の生活環境課と、それから消防団の幹部の方々と何回か打合せの会議を持ってございます。そういった中で、先日11月17日に分団長会を開催した中で一定の案というものは提示させていただいているところでございます。

今後、さらに消防団との打合せ等を重ねまして来年度の報酬額を上げられるように話を煮詰め

ていきまして、3月に報酬条例を改正、それから当初予算に反映したものを提出していきたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 内容、具体的な金額等々についてはこれから煮詰められていくというか協議されていくのだと思うのですけれども、まずその団員の報酬額についてどちらかという兵庫県でも西側エリアについては、西播磨・中播磨については年額の団員の報酬というのが低い傾向にあると、ただそれも東のほうからどんどん報酬の見直しをされていていっているのです、その波というか国の要請もあるでしょうから変えていかないといけないところではあるのですが、今日現在で見ますと姫路市はもう既にこの本年度の4月から改正がなされていて国の基準の3万6,500円というふうな水準になっていると。加古川市においても6月の補正でたしか変わっているはずなのです。

そういった中で、当然前向きに今団員の報酬のアップということを言っていたいてはいるのですけれども、これもどこのレベルで上がっていくのかというのが気になります。答えはまだ先だと思うのですが、要は今火事が姫路市との行政界で起こりました、太子町の消防団員も出動します、姫路市の消防団員も出動します、その中で姫路市の消防団員の方は3万6,500円を頂いて太子町の方は1万円しかもらっていないと。だけど、することは同じだし、そこに対してどのように説明がつかうことができるのかということを考えてときに、団員の報酬というものはある程度横一線にしないと心情的な部分、お金が欲しくて消防団の活動をされている方というのはほぼいらっしやなくて、皆さん町のためとかボランティア精神の中で活動されている方がほとんどです。お金のことは言いたくないのですけれども、ただ最低限の条件というのは隣町と合わせないとなかなか納得ができないということになると思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 消防団の士気にも関わってきますので、消防庁が金額を提示しております基準額3万6,500円に一気に引き上げたいところでございます。

これから予算査定に入っていきますので、要求といたしましてはその額で既に要求を提出しているところでございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 予算のことをここで言うとあまり適切ではない可能性もありますので、そういう考え方を持って取り組んでいただきたいということがあります。

出動の報酬についても、姫路市は8,000円、太子町は0円ということで、県内でも0円の箇所はすごくまれです、7市町ぐらいです。ですから、出動してきて活動しているにもかかわらず、姫路市の消防団の方は日当が出るけれども太子町は出ないということにもなっております。その辺も年額の報酬だけではなくて出動のほうも検討いただいているということで思っているのでしょうか。額はもうこの際いいです。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 1つの改定案でございますけれども、災害の出動時間2時間以下、それから2時間超4時間以下、それから4時間超8時間以下というふうな区分をつかまして、最高の4時間超8時間以下では姫路市と同額を考えておるところでございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 分かりました。

次の質問の部分で交付税措置の現状について確認をさせていただきました。

令和3年度につきましては1,185万円だったものが令和4年度については1,066万円ということで120万円ほどが減額になっているということなのですが、これにつきましてもこの先5年間かけて何も手を打たなければどんどん下がっていくということで、ある意味令和3年度、4年度もそうですけれども1,000万円近く交付税として下りてきているのだけれども、消防団に対しては500万円ぐらしか予算措置ができていないという現状で、言ってみれば約500万円、600万円は別の事業に交付金が充てられているというそういう考え方でよろしいですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ほかの事業といいますか常備消防のほうに行ったり、消防費としましては交付税措置額全体と支出額、そう乖離はしていない状況でございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 いや、消防費全体ではなくて、今の話でいうと消防団に対して純粹に使えているのか使えていないのかということなのだと思います。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 交付税措置額ほど使っていない、ほかの事業に回っているという御理解で結構かと思えます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ルール上は許されるというか、交付税をほかの事業にということは許されると思うのでそこは別に指摘するつもりはないのですが、今後5年間かけて交付税措置というかもらえる額が下がっていくのだったら早々に見切りをつけ、その利ぎやに見切りをつけて消防団にきっちりとお金を支給していくということが求められていると思うのですが、そういうことでよろしいですね。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 国のほうもそういったことで交付税算定式を変更してきておりますので、今の実数で報酬額を消防庁基準に合わせた場合、交付税措置額が1,430万円、報酬支払い額が1,537万円程度になりますので約107万円の持ち出しでございます。何もしなければ年間120万円ずつ交付税措置額が減っていきますので、その点から考えてもこの際、消防庁の基準額に合わせるべきかと考えております。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今、いろいろ確認させていただきました。災害発生時の組織として動けるのは消防団しかありません、消防団への敬意を持った対応、あるいは消防団の維持、団員の確保にぜひ取り組んでいただくとともに、今回この質問を上げさせていただいているのですが、これほんまは9月にしたかったことなのだと思いますけれども根拠のない報酬アップを申し上げているわけではなくて、財政面の措置のことも踏まえてこのタイミング、来年度で増額をするということが町にとってもプラスであろうということで一般質問ないし予算委員会で御意見を申し上げました。

町長の30のお約束の中にもその件については上がっておりました。来年度予算で御検討いただいているということですので、年額報酬と出勤報酬の両方が国基準まで引き上げられることを期待して3月を迎えたいというふうに思っております。

それでは、2番のほうへ移りたいと思います。

雨漏りが続く石海学童保育園は早期に移転をということで、今年の4月より私の息子が石海学童保育園でお世話になっています。息子に聞きますと、学童保育園では宿題をしたりDVDを見たり小学校の運動場でサッカーをしたり毎日とても楽しいと話をしています。学童の支援員の先

生方には感謝の気持ちでいっぱいです。働く保護者にとりましてこんなにありがたい制度はないと改めて思いました。希望者は全て受入れができるように町として計画を立ててしっかり取り組んでいくべきものであると改めて思いました。

さて、7月に入り、複数の保護者と利用している子供たちから施設内で雨漏りしていることを聞いたので、息子の送迎時に確認しました。石海学童保育園2階の天井ボードが雨漏りにより落下し、ビニールシートを敷き、さらにたらいを置いた状態で保育を行っていました。雨漏りの原因は建物外壁及び天井目地の老朽化によるもので、数年前からこのような状態が続いており、天井ボードの落下も2度目とのことでした。

令和3年3月議会の私、松浦の一般質問及び12月議会の井村議員の一般質問において、石海学童保育園の老朽化によるプレハブ教室の設置についての質疑が行われました。そのことも踏まえ、雨漏りの対応、その後の進捗状況、今後の方針等について伺います。

また、夏休み期間中のことですが、息子を送った際に社会福祉課の職員が学童保育園の補助員として来られておりまして大変驚きました。支援員の確保に苦勞されていることを改めて認識した次第です。学童保育園の今後の運営形態について当局の見解を伺います。

1番、石海学童保育園について。

①雨漏りの状況と修繕の状況は。

②外壁などの大規模な改修が行われないとすると今後も雨漏りが繰り返されることが想定され、漏電等による火災の危険性が考えられる。このような状況を当局はどのように認識しているのか。

③現時点でのプレハブ教室設置についての検討状況はどの程度進んでいるのか。

2番、町内全体の学童保育園の今後の運営方針について。

①現在の学童保育支援員等の不足状況は。

②今後の学童保育園の運営形態はどのように計画されているのか。

③太子町以外の西播磨4市2町では、学校施設の利用や教員OBの雇用などの利便性から教育委員会が学童保育園事業を担当していると聞く。令和4年6月の出原議員の一般質問で杉原副町長が学童保育園への教育委員会の積極的関与を議論すると説明されたが、具体的にどう検討を行っているのか。

④沖汐町長の選挙公約、30のお約束、1、未来を担う子どもたちへの中の②保育園、学童保育園の待機児童をゼロにしますについて、具体的にどう進めていくのかお伺いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、石海学童保育園の雨漏りの件でございます。

去る7月12日に雨漏りにより天井のボードが落下しているという連絡を受けまして、取り急ぎぬれた床カーペットは取り除きまして、ビニールシートを敷いてたらいを置くという緊急措置を行いました。ぬれた部分は狭く、日常の保育には大きな支障が出ない程度でございました。

修繕につきましては、7月25日にJ A兵庫西管財課の担当者、それからJ A兵庫西の担当者、まちづくり課の建築係、それから社会福祉課長が立ち会いまして現場確認を行いました。屋上に上がって雨漏りの原因を調べましたところ、1つにはシーリングの劣化による亀裂、2番目には雨どいのドレン部分に落ち葉が詰まりまして雨水があふれている、それから3番目としまして建物の外壁の劣化によります亀裂、そこから雨が浸入したといった原因が考えられるとの結論に至りました。

建物の所有者でありますJ A兵庫西としましては、シーリングの亀裂、それから天井ボードの修復については対応しますけれども、建物の外壁の劣化については対応しかねるという見解で

ございました。

また、雨どいのドレン部分の管理につきましては、落ち葉が詰まるということで、これは使用者管理という判断で太子町において維持管理をすることになりました。

現在は補修工事も完了いたしまして、次年度よりは業者による雨どいの点検委託料を予算要求する予定でございます。

②電気系統の故障までということでございますけれども、かねてより雨漏りによる電気系統の故障まで生じてきていたため将来的には新たな教室の確保が必要であると判断いたしまして、昨年7月の庁議にて石海小学校に隣接しております給食センター、その跡地に学童保育園のプレハブ教室の設置が可能か検討させていただいたところでございます。

それから、③でございます、現時点でのプレハブ教室の教室設置につきましては、昨年8月、教育委員会へ照会しましたところ、石海小学校及び石海幼稚園においては空き教室はない状況で、石海小学校運動場においてはソフトボールとかサッカーの敷地が取れなくなる、トラックにも支障が出て運動会ができないという回答をいただいております。

また、給食センター跡地においては、昨年11月の公共施設等マネジメント検討委員会において別途意見交換の上、また庁議にて協議するという方針になってございます。

(2)町内全体の学童保育園の今後の運営方針についてでございます。

①現在の支援員等の配置状況は、夏休み以降は例年児童数が減少することから、子育て支援センター職員の応援とかシルバー人材センターからの派遣で対応している状況でございます。令和5年度から太田学童保育園における民間委託の廃止、それから新しい教室が増えますので定員が増えることとなります、支援員及び支援補助員の増員が必要となってきます。

今後の学童保育園の運営形態でございますけれども、昨年度全体で10教室でございますけれども民間委託を検討してみました。ところが、国や県の補助基準額をオーバーした町負担分が増額となりまして町の財政負担が非常に大きくなるという結論が出ております。

そこで、令和4年度から学童保育園支援員及び補助員の賃金を上げて、取りあえず人材を確保し、その状況を見ている段階でございます。

しかしながら、令和5年度の入園募集において支援員及び補助員が確保できずに待機児童が生じる状態になれば、民間学童保育園の入園状況も鑑みながら、令和6年4月からの10教室全てもしくは一部の教育の民間委託の検討を行う予定でございます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私のほうから、2番の③についてお答えさせていただきます。

当時の三役会議において、学童保育への教育委員会の積極的関与について議論しまして当時の教育長が持ち帰り議論することとなりましたが、議論が熟成しないまま退職されてしまいました。こうした状況下、現在、沖汐新町長をお迎えし、そのリーダーシップの下で学童保育園の基本方針を検討していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 私のほうからは、④について御回答させていただきます。

まず、保育園の待機児童対策について御説明をします。

令和4年度、保育園の入園状況におきましては、町内認可保育園7園の定員580名に対して入園不承諾数は111名でございました。そのうち、町内の公立幼稚園、認可外保育園、町外の認可保育園に行かれた方、あるいは申請を取り下げた方などが92名で、待機児童と認定された方は計19名でございました。

しかしながら、町内の無認可保育施設7施設の定員210名に対して40名の空きがありましたので、預かり先にこだわりがなければ待機児童数はゼロという状況でございました。

将来に向けた方針としましては、公立保育園を新たに建設する予定はございません。

また、民間事業所による認可保育園及び認可外保育園の建設についても、町としましては今後そういう動きがありましたら積極的に支援を行いたいと考えております。

次に、学童保育園の待機児童対策についてであります。

令和4年度の学童保育園の入園状況において、町内学童保育園4園の定員480名に対して、現在待機していただいているのは身体的理由による2名のみでございます。

入園申請時におきましては必要な支援員が確保できていないことから、石海、太田学童保育園の高学年の一部の方に待機していただきましたが、4月までに解消しております。

将来に向けた方針としましては、支援員の不足が常態化しておりますが、民間学童保育園2施設の定員75名に対して36名の空きがある環境がございますので、その状況も鑑みながら民間委託の検討は続けていきたいと思っております。

いずれにしても、来年度、就学前教育の在り方、あるいはこの学童保育の在り方等、太子町としての基本的な方針、あるいは関係施設の連携体制等々をきちんとして、円滑な小学1年生への引継ぎというものを見通したそういう大きなくくりでの太子町の基本方針を決めることにしておりますので、また素案がまとまりましたら御意見等を賜りましたら、そのときにいただけましたら幸いです。

以上であります。

**○議長（中島貞次）** 松浦崇志議員。

**○松浦崇志議員** それぞれ数字を上げて回答をしていただきました。

まず、大きな1番の石海学童保育園についてですけれども、実はこれも9月議会のときにしようと思っていた分だったので、そこから時間が経過して修繕も終わり、先日も息子を迎えに行った際に中を確認させていただいたところ天井もきれいにというか補修された部分はきれいに、それ以外はかなり老朽化した印象がありましたけれども今のところは大丈夫ですということを支援員の方もおっしゃっていましたのでひとまずは安心したということでもあります。

ただ、今の答弁の中にありましたように取りあえずの補修、修繕は終わったけれども、またこれが繰り返される、要は建物が外壁も含め大がかりな工事をしていないのでまた繰り返されるおそれというのがあります。実際これは繰り返され、何度目かの雨漏りだったと思っておりますので、今後さらに建物が劣化、老朽化していますので、そのあたりについては早急に対策、移転も含めた対策というのを考えていく必要があると。

これにつきましては、もう既に昨年に私も指摘しましたし井村議員の一般質問の中でも指摘があったところではあるのですが、時系列で並べますと令和3年3月の一般質問の際に、当時の名倉副町長ですけれども今後プレハブ教室の設置について検討していきたいというふうな答弁をされて、その後、令和3年7月に内部で検討され、11月も庁議で検討されているのですか、令和3年12月1日の一般質問のところでは給食センターの跡地については白紙状態やということをも嶋津生活福祉部長が答弁されています。

計画、これも何に基づいたものかという、きっちりとした令和3年3月に策定されております太子町公共施設等個別施設計画の中で旧給食センターについては石海学童保育園も含めて検討するということになっているにもかかわらず、その夏にはすぐ計画が保留状態になっているようなものと見受けております。その中で、もういよいよ雨漏りも含めて老朽化対策のために石海学童自体をどうにかしないといけないということが上げられています。

今答弁をいただいたわけなのですが、石海小学校に空き教室がない、それから運動場についてはサッカー、ソフトボールや運動会などの関係ができなくなるおそれがあるので運動場にプレハブを設置することは難しいというようなことが教育委員会から返ってきているということなのですが、広さでいうと児童数のこともありますけれども斑鳩小学校のグラウンドと比較したら石海小学校のグラウンドのほうが明らかに広いと思うのですが、それが物理的に無理だというようなことには当たらないと思うのですが、今日は教育次長がいらっしゃらないので、これも質問したかったのですがその辺はなかなか職務代理は答えにくい部分だと思うので、この辺は改めてまた確認をしていきたいというふうに思います。

できる、できないというか運動場に建てるということはなかなか具体的な計画も必要なのでしようけれども、石海小学校の児童数というのは減っていて、空き教室はないけれども工夫すれば空き教室をつくることのできるのじゃないかとか、あるいは今敷地内にプレハブが石海小学校にありますけれども、たまに会議で使われたりとかということを知っていますけれども、例えばそこに持って行って空き教室をとすることはそんなに難しいことなのでしょうか。一般論で結構なのですが、今日はその辺を。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 今、石海小学校の実情が生徒数が何名で何教室空いているかというのは実は今手元にはないのですが、今ハーフサイズというのですか、少人数で学習を進めているとか、コンピューターなどもそうなのですが少人数でグループで分けたほうが効果があるとかいろいろと学校のほうで工夫した学習形態をされているように聞いておりますので、またその辺は御意見としてお伺いしながら教育委員会のほうへまた指示はしておきたいと思います。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 進めていきますけれども、学童保育のその支援員の不足状況を改善するために時給なり雇用の形態の見直しをするべきじゃないかということをおも予算委員会とか決算委員会の場で再三意見を申し上げてきた後に、そのときはできないというお答えでしたけれどもその後条件を変えてやってみたのだと、そうすると人が来たみたいな話をお伺いして、工夫をして人を集めていくということが必要ではないかということをおもると同時に、支援員の先生、これほどこの学童かはあれなのですが、町民から聞いたのはその支援員の先生が来てもまたすぐ辞めてしまう方もあったりとかして、そういう意味でもせっかく入っていただいた方でも確保というかいていただくことに苦慮するということが聞いております。

ですから、お金の面だけでなく働く中身の面とか当然苦労は感じるのですが、問題点というのはどのように認識をされていますか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 応募いただく方は元小学校の先生の方が割と多い中で、子供たちに教えたいというお気持ちを持って来られていまして、例えば理科の専門の方でしたら水中生物を子供たちがどんどん触ったりという機会も提供して学んでいただきたいと、そういういろんな思いを持って学童の支援員になられているわけで、日常的な放課後の預かりの中でなかなかそういった授業ができかねるのが現状でございます、期待して来られるのですがけれどもなかなか実態は何時まで預かってというところで思ったところと違うということで辞めていかれるような状況を確認してございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 続く3番の部分の質問とも関連してくるのですが、今の答弁です、教員OBの方とかを雇用してはどうかというか、もっと積極的に連携を取ってということをおも

なのですけれども。そこで、副町長の先ほどの答弁の中で前教育長が議論の途中で辞められたということなのですけれども、どこまでの内容をどういったことについて、要は教育委員会の協力なしではこの事業というのは進められないというのが実情だと思うのです、ですからそういった意味においてもどういうふうな打診、積極的なその議論を投げかけられたのかということを確認しておいてよろしいですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） おっしゃるとおり、私自身も学校の敷地の利用であるとか、それからここに支援員の先生として教員免許を持っておられる先生方に来ていただきたいという思いもあって、そういうことも含めて教育委員会の関与というところで、関与といいますかこの近隣の状況から見ても教育委員会が所管しているところが多いということも含めて、所管のことも含めて議論をしてもらおうということでやっていたというところですが、教育委員会の現場の中でそこまで議論が熟成していなかったというのが事実でございます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 最後の町長の答弁の中で来年度も大きく議論をしていくということでビジョンを掲げてといますか大きな計画の中でというのがありましたので、その中に全て私が聞きたかったそのことが含まれているとは思いますが、最終的にはそのお答えになるのだとは思いますが、すけれども、これまで幼稚園も含めた少子化に対するビジョンというのが不透明で、例えば来年度、太田幼稚園のほうでも3歳児の受入れが始まったりするという中で、じゃあ龍田幼稚園はどうするのか、今まで太田地区の方が3歳児保育で龍田幼稚園へ預けられていたけれども、その方々が太田幼稚園を利用するということになると龍田幼稚園そのものをどういうふうにしていくのかという議論も当然、その大きな議論の中には入ってくるのだと思うのです。

それ以外にも、待機児童ゼロというところで先ほど待機児童は実際学童保育については出ていないというようなことだったのですけれども、これはある意味では数字のマジックのような形で、実際に希望しているところと違うところの数が空いているからその数を計算したら大丈夫ですわということは、でも保護者からすると本当は希望のところに行きたいのにという思いもあるでしょうから、そこは限りなく希望に近づけるような努力というのもしていただきたいというのを思っています。

あとは、関連する部分として、要は保育園に行かずに幼稚園のほうに行かされている方も、利用されている方もあると思うのですけれども、その中で通常は幼稚園でいいのだけれども、夏休みの期間に例えば保育時間の預かり保育を利用したいけれども、なかなか夏休みに利用すると1時間に200円で1日にするとすごい料金になってみたいなこととそういう保育時間の延長のこと、預かり保育の料金のこととかそういうことも待機児童ゼロの大きなビジョンとか計画の中に盛り込んでいただいて、そのあたりもぜひ大きな議論をしていただきたいというふうに思っています。

そのあたりを含めて、もう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） この問題は総合的に教育委員会、福祉のほうが連携、協力しながら、役場組織としての対応の在り方も当然必要でしょうし、今言われたような保育園等の利用料というのですか、逆にその幼稚園、普通幼稚園へ行っていて夏休みだけこども園のほうへ、企業型のほうへ預かるという場合もありますし、だからその辺は今後町内のそれぞれの事業所の特色を生かしながら、そしてそれぞれの事業所を見学しながら、それぞれの施設には定員があるのですからその定員を超えてまで受け入れてくれというのは基本的に難しい話ですので、少なくともそれぞれ

の施設が定員を持っていたらその定員が確保できる支援員をみんなが確保していく、相互に町としても努力をしていく、そういうような中で総合的な計画で全体を網羅していきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 あとは要望といいますか、今日の午前中に自治会長向けにはこういう補助メニューがあるよという冊子がありますというような、そういうのを作ろうかというような答弁もありました。こういう子育ての分についても社会福祉課と教育委員会とがある意味では分断されている形になるので、今町長がおっしゃったように幼稚園に行っておきながら夏休みだけは企業型を使うのだというようなことであれば、そういうことができるよということを何か分かる形で保護者のほうに示せるものを作っていただくなり、恐らくその情報が全然届いていないと思いますので、そういうことをきっちりと子ども・子育て政策の中で、細かい部分ですけれどもソフトの面でお金をかけずにできることですから細やかな対応というのをさせていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（沖汐守彦） 自治会と同じように、教育委員会と社会福祉課がそれぞれ今分かれたような形で二極分化しているようなところもありますので、子育ての窓口一本化というのも私のほうで今公約で上げておりますのでその辺も整理させていただき、少なくとも分かりやすい情報をきちんと必要な人に届ける、これが双方向のスタートでありますので丁寧にまた考えていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 これまでは当局と教育委員会が仲が悪いとか分断されているとかということはないですけれども、そういうことではないですがなかなかコミュニケーションが取れていない部分もありましたので、教育長経験者である町長が誕生したわけですから、そのあたりは部課横断するような形で本当の意味での子ども・子育ての連携した窓口というのを早急につくっていただきたいというふうに思いますし、当然関係の委員会、あるいはまた一般質問でそのような要望というのは各議員から出てくると思いますので、それを受け止めていただいて前向きに進めていただきたいというふうに思います。

最後に、本日の一般質問では各議員の答弁の中で町長はふるさと愛の醸成というそういう言葉をパワーワードとして多く使われました。町のことを思いながら現実的な課題解決に取り組むとともに、時にはこの議会の場でビジョンを語る、そういうことがまた太子町を前へ進めていく大切な時間だと思いますので、そういうのに取り組んでいただきたいと思っております。

その結果、いろんな施策が前に進んでいくことで日本一の町だということを住民の皆さんから評価をいただくことができれば共にまちづくりに取り組む一人として喜ばしいことでありますし、またそういう点について沖汐町政に今後期待をしていきたいというふうに思っておりますので、どうか熱い言葉を持って、思いを持って取り組んでいただきたいというふうに思いますということを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後 3 時51分)